

奈良市ク リ ー ン セ ン タ ー 建 設 事 業 に つ い て

令和 7 年 8 月

奈良市環境部

目次

本編

第1章 奈良市の廃棄物行政の歴史	1
1－1 概説	1
1－2 清掃事業年表	2
1－3 施設概要	3
第2章 公害調停	4
2－1 公害調停とは	4
2－2 公害調停が締結された経緯	5
2－3 論議の概要	6
2－4 調停案の市議会における全会一致での可決	8
2－5 公害調停の内容	10
2－6 公害調停と策定委員会	12
2－7 公害調停の法的効力	12
2－8 公害調停を無視することが現実的ではない理由	12
2－9 その他公害調停に関する議論	13
第3章 奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会	14
3－1 策定委員会の概要	14
3－2 策定委員会の審議の経過	14
3－3 建設候補地中ノ川町・東鳴川町との協議内容	22
3－4 広域化の検討へ	25
第4章 広域化の検討	26
4－1 概説	26
4－2 広域化の利点	27
4－3 本市におけるごみ処理広域化に係る検討経過	28
4－4 各市の広域化からの離脱理由	29

第5章 現在の動き	31
5-1 七条地区が策定委員会に是認されるまでの経過	31
5-2 奈良市議会への請願の提出	32
5-3 策定委員会に建設用地の選定方法について諮問	43
5-4 策定委員会による建設用地の選定方法についての答申	46
第6章 環境清美工場について	56
6-1 環境清美工場の歴史	56
6-2 奈良市の廃棄物処理の状況	56
6-3 焼却炉停止の状況	58
6-4 改修の状況	60
6-5 公害調停との関係	60
6-6 環境清美工場における維持補修経費	62
6-7 環境清美工場の現状と今後の見通し	62

資料編

資料編－１

- 資料１－１ 奈良市清掃工場 公害調停の記録
- 資料１－２ ごみ焼却施設移転建設計画の策定（中間報告）
- 資料１－３ 奈良県北部地域におけるごみ処理広域化に関する合同勉強会
報告書
- 資料１－４ 奈良市新クリーンセンター施設基本構想
- 資料１－５ 新クリーンセンター施設整備基本計画(案) 概要版
- 資料１－６ 新クリーンセンター施設整備基本計画(案)
- 資料１－７ 新クリーンセンター施設整備基本計画(案)に対する
パブリックコメントの結果について(概要)
- 資料１－８ 新クリーンセンター施設整備基本計画(案)に対する
パブリックコメントの実施結果

資料編－２

- 資料２－１ 令和７年度奈良市一般廃棄物処理実施計画
- 資料２－２ 老朽化した焼却処理施設の現況について
- 資料２－３ 環境清美工場焼却施設大規模改修工事について

本編

第1章 奈良市の廃棄物行政の歴史

1-1 概説

本市におけるごみ処理事業は、明治33年(1900年)に汚物掃除法(法律31号)が施行されたその年に塵芥搬出車4台、作業員4人で市内を5区に分けて清掃業務を実施したのが始まりである。

大正13年当時10台の手押車に箱をのせてごみを収集して済美小学校、大森町及び旧奈良商業高等学校附近に埋立処分していた。

昭和4年、市内三条町に高橋焼却場(21t/日・焼却バッチ式)の完成によって焼却処理も手がける。昭和24年には、初めて1.5t小型トラック4台を購入、機動力を備え肩引車と共に収集する。昭和30年頃には、全車小型トラックに切換えられた。昭和30年には、奈良阪焼却場建設(15t/日・焼却バッチ式)、また焼却できないごみなどは附近の民有地の田、山林を借受けて埋立処分を行い徐々に業務の拡大を図った。

昭和40年3月には市内柏木町にごみを高速堆肥で急速に肥料化するコンポスト工場(50t/日)を建設する等、ごみ排出量の増大に対応すべく施設の整備を図った。その後、ごみの多様化に伴い、高分子系ごみの排出の増加から肥料生産が困難になったのと、化学肥料の普及により利用も少なく、昭和44年3月コンポスト工場による処理を中止し、昭和47年3月にこの事業を廃止した。

昭和43年5月に市内芝辻町飛地の谷間(中ノ川町付近)に一般廃棄物最終処分場第1・2次(29,200m²)を、また昭和46年6月に第3次として(29,834m²)を設置した。しかし、急激なるごみの増加で最終処分場がすぐ満杯になり、昭和47年5月から奈良阪町地内に民有地を借用し、一般廃棄物第4次最終処分場を設置し、また昭和50年11月には、第5次最終処分場を、また昭和55年11月より第6次最終処分場を、昭和57年6月より緊急時最終処分場を同地内に設置した。

昭和46年12月に1日360t(120t×3基)の焼却能力をもつ(現・左京五丁目2番地に)清掃工場(施設は解体済み)を建設した。しかし、年々増加するごみ量と、ごみ質の多様化に対して、昭和55年度・56年度の継続事業として1日120t焼却炉を1基増設した(現・左京五丁目2番地、焼却炉は現・環境清美工場1号炉)。

昭和57年から昭和60年度にかけて、1日120t処理能力を有する新焼却炉3基(現・環境清美工場2号炉、3号炉及び4号炉)を建設し、昭和60年8月に竣工した。清掃工場の旧炉3基は廃止し(施設は解体済み)、現・環境清美工場は、清掃工場の増設1炉(現・環境清美工場1号炉)と合わせて4基(1日480t規模)体制となった。

1 - 2 清掃事業年表

年代	事業内容	備考
明治31年		市政施行 人口29,986人
明治33年	市直営で塵芥搬出車4台、作業員4人を入れ、市内を5区に分けて清掃業務を開始	汚物掃除法(3月6日制定)
大正13年	10台の手押車に箱をのせて収集	収集場所：清美小学校の西南付近大森町 埋立場所：旧奈良商業高等学校付近
昭和4年	高橋焼却場完成 (21t/日 焼却バッチ式) 馬車4台、手押車10台と作業員8人で収集	所在地：三条町地内
昭和24年	市が初めて1.5t車小型トラック4台を購入し、手押し車と共に収集	
昭和29年		清掃法(4月22日制定)
昭和30年	奈良阪焼却場完成 (15t/日焼却バッチ式)	奈良市清掃条例施行 (8月1日)
昭和40年	コンポスト工場完成 (50t/日)	所在地：柏木町地内 昭和47年に機能発揮せず廃止
昭和43年	東部一般廃棄物第一次、第二次最終処分場を開設(29,200m ²)	所在地：芝辻町飛地の谷間(中ノ川町付近)
昭和44年	清掃工場建設に伴う敷地、測量、調査	人口20万人突破 人口201,828人
昭和45年	清掃工場建設着工 (360t/日)規模	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」制定
昭和46年	・清掃工場竣工 (120t/日×3基) 連続燃焼式 ・東部一般廃棄物第三次最終処分場を増設(29,834m ²)	・所在地：(清掃工場)佐紀町地内(現・左京五丁目2番地) ・所在地：(最終処分場)芝辻町飛地の谷間(中ノ川町付近) ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行
昭和47年	奈良阪焼却場廃止 (15t/日焼却バッチ式)	「奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」施行

昭和57年	清掃工場増設炉竣工 (120t/日×1基)	現・環境清美工場1号炉
昭和60年	環境清美工場新設炉竣工 (120t/日×3基)	現・環境清美工場2号炉、 3号炉及び4号炉
昭和62年		町名変更 左京五丁目2番地
昭和63年		環境清美センターと称す
平成元年	旧清掃工場焼却炉解体	
平成11年	環境清美工場ダイオキシン削減対 策工事開始	
平成12年		「ダイオキシン類対策特 別措置法」施行
平成14年	ダイオキシン削減対策工事完成	ダイオキシン類恒久対策 値の適用
平成15年	環境清美工場周辺住民より公害調 停申請	
平成17年	公害調停調書への調印	

1－3 施設概要

環境清美工場

所在地	左京五丁目2番地
全敷地	41,521.24m ²
工場敷地面積	30,000m ²
竣工	昭和57年3月(1基) →清掃工場の増設炉として建設 昭和60年8月(3基)
焼却能力	480t/24h (120t/24h×4基)
炉形式	全連続燃焼式
都市計画決定理由	現在、奈良市の北部にて36万人口に対応すべく昭和45年度より清掃工場が設置されているが、現施設の焼却能力の低下と合わせ、消費生活の向上に対処して再検討した結果、本案のように焼却設備能力の増強を図り、都市生活環境の増進に寄与するものである。

第2章 公害調停

2-1 公害調停とは

公害調停とは、公害紛争処理法に基づき、公害に係る紛争について、公害審査会委員の中から選ばれた3名の委員からなる調停委員会が、当事者の間に入って両者の話し合いを積極的にリードし、双方の互譲に基づく合意によって紛争の解決を図る手続きのこと。提示された調停案に当事者間が同意すれば、民法上の和解が成立することとなる。

公害紛争処理法

(目的)

第一条 この法律は、公害に係る紛争について、あつせん、調停、仲裁及び裁定の制度を設けること等により、その迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

(申請)

第二十六条 公害に係る被害について、損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じた場合においては、当事者の一方又は双方は、公害等調整委員会規則で定めるところにより中央委員会に対し、政令で定めるところにより審査会等に対し、書面をもつて、あつせん、調停又は仲裁の申請をすることができる。

なお、「公害紛争処理制度」や「調停」については、国や県のホームページに次のとおり取りまとめられている。

公害紛争処理制度

公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に「公害紛争処理法」に基づき公害紛争処理制度が設けられている。

公害紛争処理制度は、民事訴訟と比べて簡易、迅速、低廉であることに加え、法律や公害の専門家が委員となり、必要に応じて現地調査を行うなど、公害紛争の解決に特化した制度であり、あつせん、調停、仲裁、裁定といった手続がある。

公害紛争を処理する機関としては、国に公害等調整委員会が、都道府県に都道府県公害審査会等(奈良県には奈良県公害審査会)が置かれている。

(参考：総務省HP、奈良県HP)

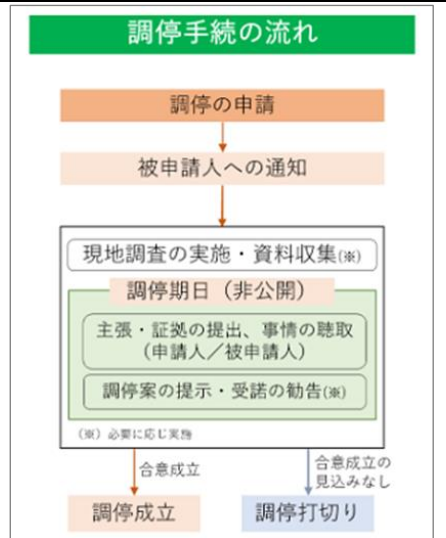
調停

公害審査会委員の中から選ばれた3名の委員からなる調停委員会が、当事者の間に入って両者の話し合いを積極的にリードし、双方の互譲に基づく合意によって紛争の解決を図る手続きで、これまでに最も多く利用されている制度。調停においては、調停委員会が主体となって話し合いを進めるが、当事者双方がお互いに譲り合って紛争の解決を図ることが必要となるため、当事者の一方が出席をしない場合や、話し合いの結果、合意が成立す

る見込がない場合には、調停手続が打ち切られる。

調停委員会は、当事者双方から繰り返し意見聴取を行ったり、事件の関係人や参考人に陳述や意見を求めたり、あるいは必要な調査をしたりして、当事者の主張を整理するとともに、当事者の主張の根拠となる事実をできるだけ明らかにしたうえで、これらの結果をもとに調停案（調停条項）を作成し、当事者間に紛争解決についての合意ができるよう努める。提示された調停案に当事者間が同意すれば、民法上の和解が成立するが、調停書に強制力はない。

（参考：奈良県HP）



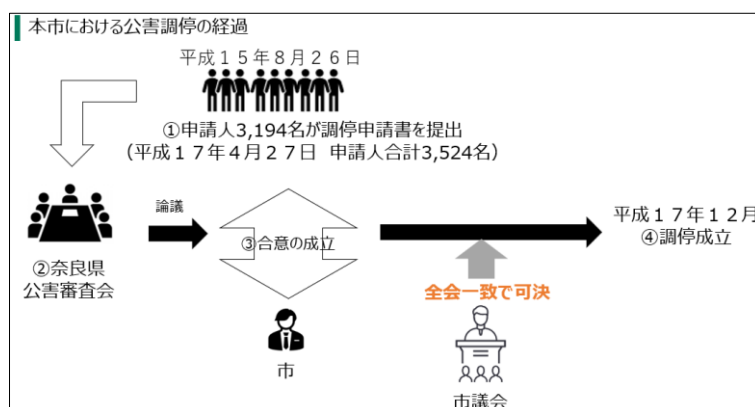
2－2 公害調停が締結された経緯

調停申請が提出されるまでの動きとして、平成13年4月に左京地区自治連合会において「清掃工場撤去推進委員会」を発足した。同年8月、左京地区自治連合会より、工場撤去を求めた署名を奈良市に提出し、同年12月、左京・佐保台・右京・神功の4自治連合会が早期撤去を求める決議書を奈良市に提出した。

その後、平成15年8月に、現環境清美工場周辺住民の方々からごみ焼却による環境汚染の問題等、5つの争点を主張とした公害調停が奈良県公害審査会に申請された。

■ 申請人の会提出「調停申請書」の調停を求めた5つの争点

- ①焼却による環境汚染の問題
- ②清掃工場の立地問題
- ③奈良市による「移転約束」の問題
- ④住民間不平等の問題
- ⑤建て替え計画の不合理性



2-3 論議の概要

申請人の調停を求める事項は、環境清美工場の焼却施設の稼働に伴う大気汚染による申請人らの健康及び生活上の被害を根絶するため、同施設の操業を停止し、同施設の移転を求めるものであった。平成15年12月22日の第1回調停期日から、現地確認も経て20回にわたる調停期日を開催し、協議を重ね、その間、環境汚染、施設の立地問題、移転約束、住民間不平等、基本計画の不合理性等々を争点に双方から主張、説明、検証を行った。

時期	概要
平成15年12月22日 (第1回調停期日)	＊申請人側主張 焼却施設の稼働に伴う大気汚染による申請人らの健康及び生活上の被害を根絶するため、同施設の操業を停止し、同施設の移転を求める。 (環境汚染、施設の立地問題、移転約束、住民間不平等、基本計画の不合理性) ＊被申請人側（市側）主張 本件焼却施設の稼働について、大気汚染による申請人らの健康及び生活上の被害を発生させないため最大の努力を行い、操業を継続する。 (健康被害をもたらす環境汚染はない、法を遵守し建設、移転約束していない、計画と合致している)
平成16年2月13日 (第2回調停期日)	本調停の手続きに関する基本的確認事項として 本調停手続きを重視し、尊重すること。本調停継続中の建替え工事には着手しないこと及び資料開示。
平成16年4月8日 (第3回調停期日)	・健康被害等を論点とした被申請人意見書の補足説明 ・工場移転約束を論点とした申請人意見書及び被申請人意見書の補足説明 ・平成4年奈良市一般廃棄物処理基本計画に係る申請人意見書の補足説明
平成16年5月17日 (第4回調停期日)	・平成4年奈良市一般廃棄物処理基本計画について ・定期整備時にピット内に貯留したごみの処理 ・煙道が70mであることによる性能上の問題の有無 ・平成14年度基本健康診査結果に基づく本件対象地域における健康被害の有無の考え方

平成16年 7 月20日 (第 5 回調停期日)	・ 焼却施設の立地問題（住宅地や小学校に近接している本件施設の立地が適正でないこと）について ・ 申請人側の意見書 市長の焼却場（新施設）の地下方式を導入したい旨の発言の補足説明 ・ 健康調査の実施の要否
平成16年 9 月29日 (第 6 回調停期日)	・ 減温塔清掃ダスト及び周辺土壌の分析結果報告 ・ 移転約束及び鍵田新市長の移転公約について
平成16年11月24日 (第 7 回調停期日)	・ 本件施設の故障可能性の有無 ・ 健康被害に関する統計処理の報告 ・ 鍵田市長の意向について ・ 申請人側から提出の調停案について
平成17年 1 月24日 (第 8 回調停期日)	・ 停電時におけるバイパス煙道の機能 ・ 減温塔清掃ダストと減温塔から出る飛灰の処理 ・ 調停案について
平成17年 2 月24日 (第 9 回調停期日)	・ 大気汚染と健康被害について ・ 本件施設の構造について ・ 本件施設の立地問題について ・ 調停案について（調停条項の検討）
平成17年 3 月24日 (第11回調停期日)	調停委員会と被申請人との個別審議 ・ 調停条項（期限、策定委員会）について ・ 移転を前提とした予算修正案可決による影響
平成17年 3 月28日 (第12回調停期日)	・ 申請人側の陳述、提案及び調停案について
平成17年 4 月28日 (第13回調停期日)	・ 申請人調停案（修正案）について
平成17年 5 月25日 (第14回調停期日)	・ 申請人側の陳述 ・ 申請人側調停案（修正案）に対する意見
平成17年 7 月 4 日 (第15回調停期日)	・ 申請人側の陳述に対する意見 ・ 申請人意見書について（調停案） 調停成立のため次回期日には委員会からの調停案を提示要望
平成17年 7 月15日 (第16回調停期日)	調停委員会と双方代理人審議 ・ 調停条項について、具体的表現の検討 調停委員会から、次回期日に調停案を提示する予定
平成17年 8 月19日 (第17回調停期日)	被申請人側：藤原市長の基本姿勢、考え方を説明 申請人側：住民陳述 期限を重視してきた、期限を消した

	理由を明らかに。調停委員会の英断を期待する。市長には、継続性があるものと踏まえてもらわなければならない。 委員会：一定の期限を想定しつつ、用地確保の不安をどう解決するのか。8月26日調停案提示、9月2日双方意見書、9月8日最終調停案（調印あるいは、受諾勧告を想定したスケジュール案
平成17年9月8日 （第18回調停期日）	10月8日までの約1ヶ月の間に、調停委員会より本日提示の第2調停案について、申請人、申請人代理人、被申請人代理人により調停委員会の第2案の主旨を市長に説明し、成立に向けて合意の調整を図る。
平成17年10月19日 （第19回調停期日）	前日期日を踏まえて、双方が話し合いにより合意に達した調停条項案を調停委員会へ報告、委員会として双方の話し合いの結果である調停条項に異存はない。ただし、地方自治法の規定を尊重し、調停条項案の議会の議決を経たのち、次日期日に調停調書への調印を行い調停成立の運びとする。
平成17年12月8日	奈良県公害審査会による調停条項案の受諾について、奈良市議会において全会一致で可決
平成17年12月26日 （第20回調停期日）	双方代理人による調停調書への調印により、調停成立。

2－4 調停案の市議会における全会一致での可決

前述の調停期日を経て、平成17年12月、最終的に現環境清美工場周辺住民3,524名から成る公害調停申請人と奈良市との間で、移転建設を趣旨として公害調停が締結された。

なお、この調停条項案については、平成17年12月定例会において、全会一致で受諾することを決定したうえで、締結されたものとなる。

奈良市議案第219号

平成17年12月8日 原案可決



奈良県公害審査会による調停条項案の
受諾について

本市と吉田隆一 外3, 523名との間の奈良県平成15年(調)第1号奈良市一般廃棄物焼却処理施設に係る調停事件について、平成17年10月20日別紙のとおり奈良県公害審査会調停委員会から調停条項案の提示があったので、これを受諾する。

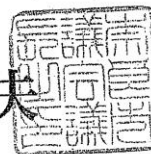
平成17年12月1日提出

奈良市長 藤原 昭

本書は市議会議決書原本と相違ないことを証する

平成17年12月9日

奈良市議会議長 矢追勇夫



平成17年12月定例会において調停条項案に賛成した議員一覧					
池田慎久	山口誠	高杉美根子	高橋克己	奥田正治	大谷督
大坪宏通	植村佳史	松石聖一	藤本孝幸	土田敏朗	峠宏明
山本清	山中益敏	金野秀一	上原雋	三浦教次	矢野兵治
松村和夫	北村拓哉	大橋雪子	柿本元気	横井健二	中西吉日出
橋本和信	米澤保	大国正博	浅川仁	幾田邦夫	東久保耕也
小林照代	天野秀治	岡本志郎	和田晴夫	蔵之上政春	北良晃
西本守直	山口裕司	船越義治	森田一成	井上昌弘	
原田栄子	矢追勇夫	松岡克彦	松田末作	京岡佐代子	

2-5 公害調停の内容

調停条項

第1条 被申請人は、循環型総合リサイクル施設としての新しいごみ焼却施設（以下「新施設」という。）の建設計画をできるだけ早期に策定し、次の手順で本件ごみ焼却施設の移転を実施する。

新施設の竣工・稼働後、直ちに本件ごみ焼却施設の操業を停止するとともに、操業を停止後、速やかに同施設の解体、撤去に着手し、土壌汚染の調査を実施する。

- 一 平成18年3月末日までに、新施設を建設するためのごみ焼却施設移転建設計画策定委員会（以下「移転建設計画策定委員会」という。）を設置する。
- 二 平成20年3月末日を目標として、新施設の用地の候補地を選定するものとし、用地の選定方法については、公募も視野に入れ、移転建設計画策定委員会において決定する。
- 三 平成23年3月末日を目標として、環境アセスメント手続きを経た上で、新施設の用地を確定（所有権又は用益権の取得）する。
- 四 新施設の用地確定後速やかに、新施設の建設工事に着手する。
- 五 新施設の建設工事着手後4年以内を目標として、新施設を竣工、稼働し、本件ごみ焼却施設の操業を停止する。

2 前項の新施設の建設にあたって、前項二ないし五記載の各目標期限までに当該事業の実施を妨げる合理的かつやむを得ない事由が生じたときは、被申請人は、移転建設計画策定委員会に諮り、上記目標期限の見直しを含め、適切な対策を講じる。

第2条 被申請人は、本件ごみ焼却施設の移転場所については、奈良市全域の中から300メートル以内に学校、幼稚園、保育園及び病院がなく、住居専用地域（都市計画法）に近接しない場所の中から、環境への影響、周辺住民との共存及びごみ収集の効率面等も考慮しながら適地を選定する。

新施設は、循環型社会形成に資する施設と位置づける。

第3条 被申請人は、本件ごみ焼却施設を移転するまで、本件ごみ焼却施設の稼働にあたり、大気汚染等による申請人ら周辺住民の健康及び生活上の被害を生じさせないため、施設の構造及び環境汚染に関して必要がある場合には、移転建設計画策定委員会において検証し、適切な公害防止対策を講じる。

第4条 被申請人は、本件ごみ焼却施設の跡地利用計画を策定し実施するにあたり、跡地の調査を実施し、土壌汚染等が発生している場合には汚染土壌の除去、水質改善等の適切な措置を講じるとともに、申請人ら周辺住民の生活環境に配慮した跡地利用がなされるよう最大限の努力を行う。

第5条 被申請人は前条の実施のため、第1条第1項第三号の用地確定頃までに、跡地利用地域市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

第6条 移転建設計画策定委員会及び市民会議の委員は、市議会議員の代表、自治連合会の代表、公募による市民、学識経験者、奈良市職員並びに申請人ら及び申請人ら推薦の学識経験者をもって構成する。その委員の数は、移転建設計画策定委員会 は20名程度、市民会議は10名程度とする。

第7条 移転建設計画策定委員会及び市民会議の審議は、原則として公開とする。

第8条 被申請人は、移転建設計画策定委員会及び市民会議の決定を十分尊重しなければならない。

第9条 被申請人は、移転までの間、万一本件施設において相当規模の設備及び焼却方法の変更などを行おうとするときは、その都度、移転建設計画策定委員会に諮り説明し、その意見を求めて適正な手続きにより実施する。

第10条 被申請人は、申請人らから本件施設の運用・管理に関して保管する資料の開示を求められたときは、奈良市個人情報保護条例に抵触するもの、若しくは奈良市情報公開条例に定める不開示事項に該当するものを除き、これに協力し開示する。

第11条 被申請人は、事業系ごみの分別収集の推進など、ごみの減量化施策の充実に努める。

第12条 被申請人は、ごみの減量化に一層努めることとし、申請人らもごみの減量は自らの問題と位置づけ一層減量化に努力する。

第13条 本件調停に要した費用は、各自の負担とする。

第14条 申請人らの被申請人に対する本調停による請求は、前記各調停条項によってすべて解決したものとし、申請人ら及び被申請人は、今後前記各調停条項を尊重し、信義に従い誠実に協議解決することを約する。

2-6 公害調停と策定委員会

策定委員会は、調停条項第1条第1項第1号を根拠として設置された委員会となる。また、策定委員会の役割として、調停条項第1条第1項第2号に「用地の選定方法については、公募も視野に入れ、移転建設計画策定委員会において決定する」と規定されているとおり、策定委員会において用地の選定方法を決定することとなっている。なお、「新施設の用地の候補地の選定」については市が行うものであり、策定委員会は「選定方法」を決定することが規定されている。

2-7 公害調停の法的効力

公害調停は、裁判所による調停とは異なり、判決と同一の効力は認められないが、民法上の和解契約としての効力を有するとされており、これが法的位置づけとなる。よって、この公害調停を変更する場合には、申請人全員の合意が必要となる。また、市が一方的に破棄する場合には、申請人のうち1人でも損害賠償請求等を行うことが可能である。

民法

第十四節 和解

(和解)

第六百九十五条 和解は、当事者が互いに譲歩をしてその間に存する争いをやめることを約することによって、その効力を生ずる。

(和解の効力)

第六百九十六条 当事者の一方が和解によって争いの目的である権利を有するものと認められ、又は相手方がこれを有しないものと認められた場合において、その当事者の一方が従来その権利を有していなかった旨の確証又は相手方がこれを有していた旨の確証が得られたときは、その権利は、和解によってその当事者の一方に移転し、又は消滅したものとする。

2-8 公害調停を無視することが現実的ではない理由

公害調停の法的効力を踏まえた上で、公害調停を履行しない場合の手法について推測すると、次のようなケースが考えられる。

まず、一つとしては申請人との合意により調停を変更するという場合、これは本件調停が契約と同様の効力を有する以上、全当事者の合意があればこれを変更し得るし、逆に全当事者の同意がなければ変更し得ないというふうと考えられる。このような合意については、以前に候補地として検討していた東里地区の断念後に左京地区の住民と意見交換を行ったが、現地建替の反対の声が大半で

あったということ、また、過去に同地区に対して戸別訪問を実施したが、その結果においては、既に申請人の一部が亡くなっていたり、転居していることなども確認しており、全員との合意による変更は、実現の可能性はほとんどないと判断をするしかないと考えられる。

次に、この公害調停を市のほうで一方的に破棄することを考えた場合には、やはりこの調停の効力が残ったままの状態であり、実現できなかった場合の責任は市に残ることとなる。その場合には、申請人全員に金銭的補償等の可能性があると考えられる。

また、市が調停条項を破棄、もしくは無視をして、現地である左京地区において建て替えを強行しようとする場合には当然、現地における建設の禁止を求める差止め請求が提起される可能性は非常に高いと考えることができる。

この差止め訴訟の提起及びその仮処分の申立ては、本件調停申請人の一部の人間のみで原告または申立人となり得る。

また、調停条項の不履行責任を追及した損害賠償請求も考えられる。この場合は、仮に公害の発生等の実害がなかったとしても、精神的苦痛に対する慰謝料などについては訴えることはできると考えられる。

これらの場合、請求等を受ける訴訟リスクも考えられます。そして、それらのリスクには時間的な負担、また財政的な負担が生じるという点、そして行政に対する信用の低下も非常に大きいものであるというふうに考えることができるため、市は公害調停を遵守することが必要であると考えている。

2-9 その他公害調停に関する議論

その他の公害調停に関する議論として、「環境清美工場を現地で建替えを行う条例」等を制定することができた場合、現地建替を義務付けできる旨の見解があるとの意見があった。

本件について、調停条項は、民法上の和解契約としての効力を有し、市は調停条項で合意した内容に拘束され、仮に想定しているような「環境清美工場を現地で建替えを行う条例」等を制定することができたとしても、調停条項の効力に影響を及ぼすものではなく、現地建替えを行った場合に調停条項違反に当たることには変わりはないと考えられるため、従来の考え方どおり公害調停を一方的に破棄することは現実的ではないと考えている。

第3章 奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会

3-1 策定委員会の概要

奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会（以下、策定委員会という。）は、平成17年12月26日に現施設の移転建て替えを主旨とした、14条に及ぶ調停条項が締結され、調停条項第1条第1項第1号に基づき、設置された機関である。

なお、策定委員会の委員については、委員の構成要素が調停条項第6条に記載されており、その構成要素を遵守するとともに、策定委員会規則第3条の規定に基づき委嘱している。

奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会規則

（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 自治連合会の代表者
- （3） 市民から公募した者
- （4） その他市長が適当と認めた者

策定委員会の所掌事務は、奈良市クリーンセンター建設計画の策定に関する
こと、奈良市クリーンセンター建設計画に係る用地の選定及び事業手法の検討
に関すること、ごみ焼却施設の移転までの間における当該施設の設備及び焼却
方法の変更等に関すること及びその他奈良市クリーンセンターの建設に必要な
事項であり、平成18年2月14日に第1回策定委員会が開催以後、令和7年5月2
日に開催された第70回策定委員会まで審議を続けている。

3-2 策定委員会の審議の経過

第1回策定委員会から中ノ川町・東鳴川町が候補地として選定され、断念する
までの審議の経過及び策定委員会からの報告を以下に示す。

時期	事項
平成18年2月14日 (第1回策定委員会) ～ 平成18年3月30日 (第2回策定委員会)	・ごみ焼却施設の移転候補地区を選定する際の基本 条件について審議 ①300m以内に学校、幼稚園、保育園及び病院等がな く、住宅地群に近接していないこと ②自然環境を保全するため、自然公園地域、風致地

	区、環境保全地区等には設けないこと ③生活環境を保全するため、人口の密集した地域や、住居専用地域（都市計画法）等には設けないこと ④防災面に配慮するため、災害の危険性がある地域は避けること ⑤ごみの収集・運搬効率がよく、焼却後の残渣の処理に便利な場所を選ぶこと ⑥将来にわたって、土地利用が決まっている地区には設けないこと ⑦搬出入のための主な道路が整備出来ているか、整備出来ることが確実な場所であること ⑧電気、ガス、水道等の供給設備の整備が困難でないこと ⑨その他の条件（バッファゾーン、ハーモニーゾーンに指定されている地域を除外。保安林、農振農用地区域及び斜面の勾配が1：2以上の急勾配の範囲はなるべく避ける。）
平成18年6月1日 （第3回策定委員会） ～ 平成18年11月28日 （第6回策定委員会）	・一次選定を実施 1. 基本条件①、②、⑤、⑥を反映し、条件に合わない地区を除外した広域ネガティブマップを作成 2. 10ha以上の空地が確保できる区域を反映し、条件に合う地区を示した広域ポジティブマップを作成 3. 広域ネガティブマップ、広域ポジティブマップを重ね合わせることで、広域候補地区の選定 ・25箇所の候補地を選定
平成19年1月30日 （第7回策定委員会） ～ 平成19年7月23日 （第10回策定委員会）	・二次選定を実施 1. 一次選定の条件に基本条件の③、⑦、⑨を加味したうえで、10ha以上の空地が残る箇所に絞り込み ・15箇所の候補地を選定
平成19年8月21日 （第11回策定委員会）	・中間報告（案）について審議

～ 平成19年9月26日 (第12回策定委員会)	
平成19年11月15日	・策定委員会から「ごみ焼却施設移転建設計画の策定（中間報告）」報告
平成19年11月28日 (第13回策定委員会) ～ 平成20年4月25日 (第17回策定委員会)	・三次選定を実施 1. 住宅地からの距離が100mの範囲を除外 2. 活断層から300m以内の範囲を除外 3. 空地面積が10ha以上であること ・建設候補地を15箇所から9箇所に絞込み
平成20年6月3日 (第18回策定委員会) ～ 平成21年11月13日 (第29回策定委員会)	・下記、3項目について評価を行い、建設候補地を9箇所から4箇所に絞込み 1. 住宅の近接状況や道路交通への影響等環境への影響度 2. 維持管理、収集運搬にかかる費用等経済効率 3. 候補地の応募状況、土地の所有者数といった用地取得の難易度
平成22年1月19日 (第30回策定委員会) ～ 平成23年3月2日 (第38回策定委員会)	・候補地として⑥ー1川上町、中ノ川町地内、⑥ー2中ノ川町、東鳴川町地内の2箇所を選定 1. 総合評価点及び現地視察による総合判断の結果、2箇所を選定し、委員会の最終検討結果「奈良市クリーンセンター建設候補地の選定について（報告）」を市に報告
平成23年4月27日 (第39回策定委員会)	・施設整備のあり方について ・東部地区自治連合協議会への協力依頼について報告 ⇒候補地選定の経緯を全市民に広報することとする
平成23年5月26日 (第40回策定委員会)	・しみんだよりへの掲載（案）について ・東部地域における交通社会実験について
平成23年8月4日 (第41回策定委員会)	・クリーンセンター建設計画想定質問及び回答集（案）について ・しみんだより掲載による市民からの意見について
平成23年9月16日 (第42回策定委員会)	・クリーンセンター建設計画想定質問及び回答集の修正（案）について検討 ・事業スケジュールについて

	・交通の社会実験の取りやめについて報告
平成23年11月17日 (第43回策定委員会)	・交通量調査での般若寺交差点の現状分析について報告 ・環境アセスメントの手続き等について説明
平成24年1月12日 (第44回策定委員会)	・策定委員会から奈良市に対して、意見書を提出することについて検討 ⇒1月中に意見書を提出することとする ・候補地周辺地域の4自治会からの意見書について説明
平成24年1月30日	・策定委員会から「奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会よりの意見」を市に提出
平成24年2月23日 (第45回策定委員会)	・意見書の提出について ・道路問題の進捗状況について
平成24年3月28日 (第46回策定委員会)	・意見書の提出について ・東部地区自治連合会との協議内容説明 ・道路整備（案）、環境アセスメントについて説明
平成24年6月27日 (第47回策定委員会)	・一般廃棄物処理基本計画の見直しについて報告 ・周辺の大気汚染データ比較と新旧施設の排ガスデータ比較 ・最新のクリーンセンターの環境対策等について報告 ・タウンミーティングの報告 ・策定委員会が環境事前調査に関わる
平成24年8月23日 (第48回策定委員会)	・道路整備案の追加内容について説明 ⇒具体的な整備場所は地元との協議を踏まえることとする ・最新ごみ焼却施設（新潟市新田清掃センター）のDVD視聴
平成24年11月15日 (第49回策定委員会)	・東部地域での報告会について説明 ・建設候補地を2ヶ所から1ヶ所へ絞り込むことについて審議 ⇒次回、候補地を1か所に絞り込むとする
平成25年1月17日 (第50回策定委員会)	・候補地として⑥-2中ノ川町、東鳴川町を報告 1. 総合評価点、候補地の状況、環境・景観及び費用面を比較した結果、策定委員会から奈良市に「建

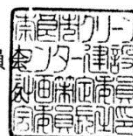
	設候補地を中ノ川町・東鳴川町」がふさわしいと報告
平成25年3月4日	・市が建設候補地を⑥ー2中ノ川町、東鳴川町とする
平成25年3月13日 (第51回策定委員会)	・奈良市ごみ焼却場建設問題を考える会からの申入書について ・リレーセンターについて ⇒検討部会を設置する
平成25年7月5日 (第52回策定委員会)	・東部地区自治連合協議会からの白紙撤回申入書他 ⇒内容把握のみ行い、言及せず ・余熱利用事例について説明
平成25年8月23日 (第53回策定委員会)	・公害調停の経緯及び調停条項の再確認
平成27年4月20日 (第54回策定委員会)	・クリーンセンター建設計画の現在までの進捗状況について説明 ・奈良市クリーンセンター施設基本計画策定等業務について
平成28年1月13日 (第55回策定委員会)	・奈良市クリーンセンター施設基本計画策定等業務について ⇒基本計画の概要を「参考」とし、地元交渉を行う
平成28年8月3日 (第56回策定委員会)	・クリーンセンター建設計画の現況について ⇒委員から『ごみの区域外処理』や『ごみ処理の広域化』について調査してみるのも一案である」と提言される
平成29年5月1日 (第57回策定委員会)	【非公開での策定委員会を開催】 ・クリーンセンター建設計画の取り組みと現状について ⇒「ごみの区域外処理」及び「ごみ処理の広域化」を説明
平成29年7月13日	中ノ川町・東鳴川町での計画の断念を表明 『断念理由』 ・アクセス道路を含む国道の全面4車線化などの要望が事実上、実現不可能であること ・地元関係自治連合会との対話の窓口が閉ざされたこと



平成23年3月2日

奈良市長 仲 川 元 庸 様

奈良市クリーンセンター建設計画策定委員
委員長 渡 邊 信



奈良市クリーンセンター建設候補地の選定について（報告）

奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会では、平成18年2月の第1回策定委員会以来、38回の委員会を開催し、クリーンセンターの建設候補地選定、並びに施設整備のあり方について検討を行ってきました。

その中で、最重要項目である候補地選定について、慎重に協議・検討を重ねた結果、クリーンセンター建設候補地として下記の2箇所を選定しましたので報告します。

今後、奈良市においては、本報告の検討結果を尊重して頂き、周辺住民の方々の理解と協力を得ながら、早期にクリーンセンター建設用地を決定されることを要望します。

引き続き、本委員会では、地域振興や賑わいのあるまちづくりに貢献できる魅力ある施設・循環型社会形成に寄与する施設の建設をめざし、施設整備のあり方、余熱を利用した還元施設や周辺の環境整備などについて、協議・検討を進め、最終報告書として取りまとめて報告することにしておりますので申し添えます。



記

1 クリーンセンター建設候補地

候補地番号 ⑥-1 川上町、中ノ川町地内

⑥-2 中ノ川町、東鳴川町地内

※上記2箇所の候補地に優先順位はありません。

参考資料1「クリーンセンター建設候補地の位置図」を参照して下さい。

2 付帯意見

別紙1のとおり

3 選定経過とその理由

別紙2のとおり

(別紙１)

付帯意見

1 現在のごみ焼却施設は老朽化が進行しており、また新施設の建設に要する期間を考慮すると、早期に周辺住民との合意形成を図り最終候補地を決定して施設建設に着手されることを強く望みます。

2 奈良市東部地区自治連合協議会から申入れのあった道路は、東部地域住民の生活道路であり、クリーンセンターが建設された場合の増加する交通量を勘案すれば、何らかの渋滞緩和及び交通安全対策が不可欠であると考えます。

このため、奈良市において関係機関と協議・調整を図りながら、道路改良整備等の方策について地元と十分話し合いを行い、地元住民の協力が得られるよう積極的に取り組んで下さい。

3 当委員会は、今後もクリーンセンター建設用地の最終決定に向け、地元住民の合意が得られるよう奈良市と共に地元との話し合いに参加し、候補地選定の経緯等についてご説明いたします。

また、当委員会は地元の皆様のご意見を反映したクリーンセンター建設計画の策定を進めていくために、地元住民のご理解が得られるならば、是非とも当委員会に地元代表者の参画を頂きたいと考えております。

(別紙2)

選定経過とその理由

奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会では、クリーンセンター建設計画の策定について、平成18年2月の第1回策定委員会以来、38回の委員会を開催し、協議・検討を重ねて参りました。

その中で、最重要項目であるクリーンセンターの建設候補地の選定については、奈良市の全域を対象として候補地の絞り込みを進め、平成19年11月の「中間報告」では15箇所の候補地を選定し報告しました。

その後、平成20年4月には、住宅地や活断層の近接状況・土地の形状などを考慮して9箇所に絞り込みを行い、この候補地を対象に2度にわたる地権者からの用地募集を行いました。

この過程を経て、9箇所の候補地について、

- (1) 環境への影響度
- (2) 経済効率
- (3) 用地取得の難易度

の3項目について総合評価点により比較評価し、平成21年11月13日に開催した第29回策定委員会で、上位2箇所及び、やや下位の2箇所の計4箇所の候補地を選定して報告しました。

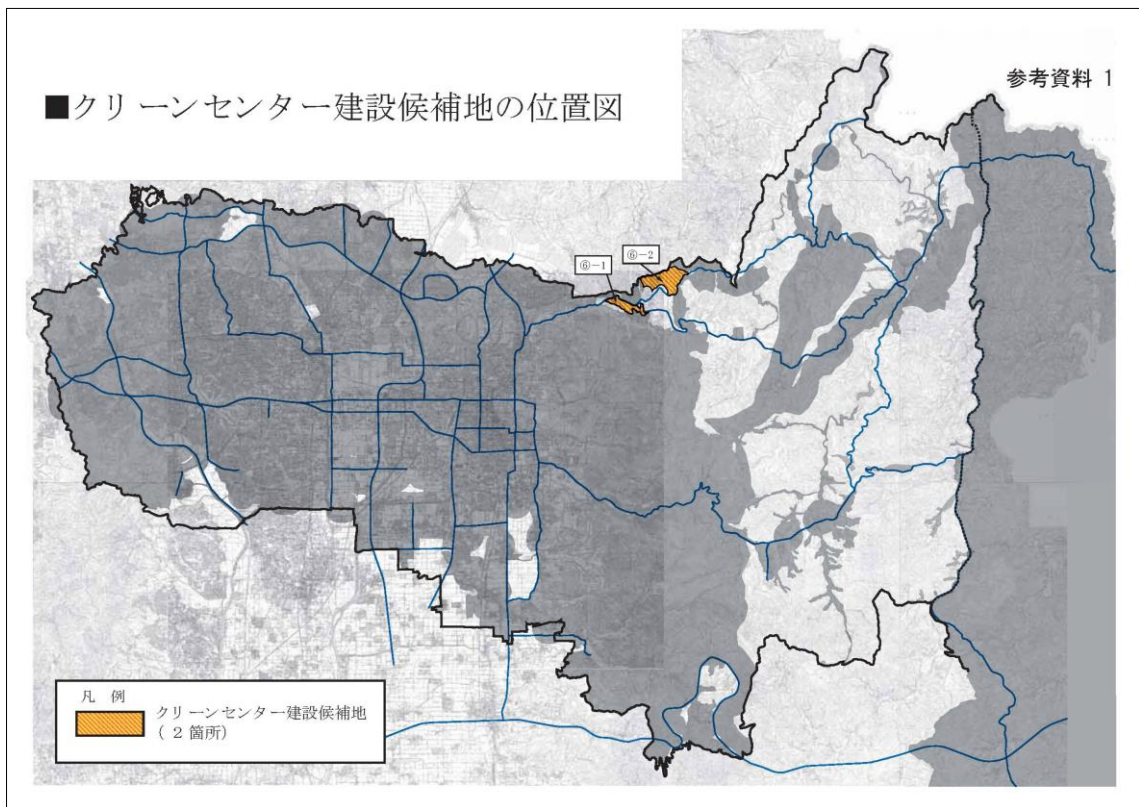
4箇所の候補地が東部地域に集中したことから、奈良市東部地区自治連合協議会から改めて幹線道路の整備が重要であるとする申入書を頂き、当委員会では、周辺住民の意見・要望を踏まえながら最終候補地の選定作業を行うべきと考え、引き続き道路部会において実現可能な方策の検討を進めてきました。

そのような中で今後、道路問題の具体的な改善策を提案し、周辺住民の意見・要望を伺いながら建設計画を進めて行くためには、事業者である奈良市が前面に立って対応する必要があると判断し、候補地を更に絞込んで奈良市に報告すべきとの結論に達しました。

このことから、平成23年2月14日に4候補地を現地視察し、平成23年3月2日に開催した第38回策定委員会において、先の総合評価点及び現地視察による総合的な判断の結果、候補地として⑥-1と⑥-2の2箇所を選定しました。

以上のような選定経過とその理由により、委員会設置要綱に掲げる当委員会の所掌事務のうち、奈良市クリーンセンター建設用地の選定については、この2箇所の候補地をもって当委員会の最終検討結果として報告するものです。

なお、候補地選定の流れについては、参考資料2「候補地の選定方法について（選定フロー図）」を参照して下さい。



3-3 建設候補地中ノ川町・東鳴川町との協議内容

平成18年2月から平成25年3月までの約7年間の議論の末、中ノ川町・東鳴川町が最終候補地に選定されるも、かつて市が地区内で行ったごみ埋立てにより多大な迷惑を被ったこと、また、アクセス道路を含む国道の4車線化など実現困難な要望や厳しい意見がある中、住民説明会の開催や地区内全戸訪問による説明を行ったが、最終的に当該地周辺住民の理解を得るには至らず、平成29年7月に当該地での建設計画を断念することとした。

当該地周辺住民との協議の経過を以下に示す。

時期	事項
平成19年12月19日	東部地区自治連合協議会から「ごみ焼却施設移転建設計画の策定（中間報告）に関する意見書」が提出される ・国道369号線の4車線化必須であるとの意見
平成22年1月14日	東部地区自治連合協議会から「奈良市ごみ焼却施設移転候補地の選定に関する申入書」が提出される ・国道号線等の4車線化が話し合いのテーブルに付く条件

平成24年10月20日	奈良市クリーンセンター建設計画に係る報告会の開催 ・建設候補地の選定の経緯や国道369号などの対策、環境に配慮された最新型の焼却施設の排ガスデータなどについて説明
平成25年2月4日	奈良市東部地区自治連合協議会から奈良市議会にあてに請願書（奈良市クリーンセンター建設計画の最終候補地選定の白紙撤回を求める請願書）が提出される（請願第16号） ➡平成25年7月30日奈良市議会議員任期満了のため、審議未了 『請願の主な内容』 ①東部地域の生活道路の確保について（交通車両増加による道路交通の麻痺） ②過疎化に対する問題について（道路事情悪化による住民の地域離れ） ③自然環境保護の問題について （東大寺、興福寺及び春日山原始林があること、最終処分場があったことによる被害、産業廃棄物処理場があったこと、産業廃棄物中間処理施設が存在することによる被害があること） 『当時の市の考え』（奈良市議会会議録より） ①国道369号全線約3kmの道路整備拡幅案の提案。クリーンセンター建設に伴う車両数の増加に対する車両削減案の提案を行う。 ③市：環境アセスメントの実施、環境基準より厳しい自主基準を設定し、現状の環境への影響を最小限にとどめるよう努める。
平成25年11月20日	東部地区自治連合会長を対象にクリーンセンター建設計画について説明
平成25年11月25日	東部地区自治連合協議会から奈良市議会にあてに請願書（奈良市クリーンセンター建設計画の最終候補地選定の白紙撤回を求める請願書）が提出される（請願第5号） ➡平成29年7月30日奈良市議会議員任期満了のため、審議未了 『請願の主な内容』

	①東部地域の生活道路の確保について（交通車両増加による道路交通の麻痺） ②過疎化に対する問題について（道路事情悪化による住民の地域離れ） ③自然環境保護の問題について （東大寺、興福寺及び春日山原始林があること、最終処分場があったことによる被害、産業廃棄物処理場があったこと、産業廃棄物中間処理施設が存在することによる被害があること） 『当時の市の考え』（奈良市議会会議録より） ①道路整備案を検討するとともに、渋滞対策としてパッカー車の台数を大幅に減らすためのリレーセンターの設置を検討している。 ②施設整備等が、東部地域の里山とそこの生み出す農産物資源など、地域の持つ豊かな自然や産業を生かした中長期的な持続性のある起業が可能な環境を整える一端を担うことができると考えている。地域振興、地元雇用につながる附帯施設について検討している。 ③環境基準を遵守するだけでなく、より厳しい自主基準を設定することで自然環境、文化財等への影響を最小限に抑えるとともに、景観にも配慮した安心・安全な施設として整備することが最も重要であるとの認識のもと、建設計画を考えている。
平成26年 7 月 14 日	東部地区地域ミーティングを実施 ・地域の課題や振興策の説明 ⇒地元自治連合会との協議の場を新たに設ける方向で検討する。 ⇒通行する車両を減らすための施策が必要であると意見される。
平成28年 6 月 1 日	手貝町住民外 9 名から奈良市議会にあてに請願書（奈良市ごみ焼却場（クリーンセンター）の中ノ川町東鳴川町地区への移転計画の見直しを求める請願書）が提出される（請願第16号） ➡平成29年 7 月 30 日奈良市議会議員任期満了のため、審議未了 『請願の主な内容』

	①交通渋滞と交通安全上問題があること ②市民の水がめ「緑ヶ丘浄水場」への影響が懸念されること ③文化財と世界遺産の破壊につながる事 ④奈良市観光への影響が懸念される 『当時の市の考え』（奈良市議会会議録より） ①般若寺交差点の改良と外環状線・奈良阪南田原線の延伸、次に候補地周辺住宅地の交通量削減対策として中ノ川町集落を迂回するバイパス道路の新設、通行車両の安全対策として奈良阪川上線と国道369号線の交差点付近の道路改良及び見通しの悪いカーブでの線形改良等を検討している。 ②隧道に影響を及ぼさない施工を計画するのみならず、これから以降、隧道の維持管理にも配慮するため、心配されているような事態には至らない。 ③敷地内において、できる限り影響を及ぼさないよう敷地立地のレイアウトを考慮するとともに、大気や雨水に対する影響も最小限となるよう最新の環境技術と設備を採用する必要があると考えている。
平成28年 7 月28日、 7 月31日	東部地域を対象に意見交換会を実施 ・クリーンセンター施設基本計画（案）、国道369号等の道路計画（案）の説明

3－4 広域化の検討へ

東部地区自治連合協議会が協議の場を設けるための条件である国道369号の4車線化について、対象道路が奈良県管理の国道であり、4車線化は将来交通量及び費用対効果の面から困難である等のことから中ノ川町・東鳴川町での計画を断念することとなるが、平成28年8月3日開催の第56回策定委員会において、委員から「候補地を決定してから時間がかなり経過しているにもかかわらずクリーンセンター建設事業が膠着状態である状況の中、現工場の稼働期間が30年以上経過し老朽化が進んでいることから『ごみの区域外処理』や『ごみ処理の広域化』について調査してみるのも一案である」との提言があったことから、平成29年2月から大和郡山市・生駒市・平群町で開催されていた合同勉強会（第4回以降）に参加することとした。

第4章 広域化の検討

4-1 概説

日本においては、循環型社会を実現するため、廃棄物の減量化を促進し、安全で適正に廃棄物を処理することができるような体制を整備することが大きな課題とされている一方、廃棄物を取り巻く状況としては、適正に処理するために必要な施設の整備が進まず、悪質な不法投棄等の不適正処分が増大するなど深刻な状況となっている。

このような状況を踏まえ、ごみ処理の広域化については、平成9年に「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知。以下「平成9年通知」という。）が発出され、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、各都道府県において広域化計画を策定し、ごみ処理の広域化を推進することを国は求めている。上記の平成9年通知の発出後、全ての都道府県において広域化計画が策定され、都道府県及び市町村によるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化（以下「広域化・集約化」という。）に向けた取組が進められてきた。

第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）においては、「我が国はこれまで経験したことのない人口減少・少子高齢化が進行しつつあり、「3Rの推進等により1人当たりのごみ排出量や最終処分量が着実に減少しているところであるが、これに加え人口減少の進行によりごみ排出量は今後さらに減少していくことが見込まれるところ、他方で廃棄物処理に係る担い手の不足、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大、地域における廃棄物処理の非効率化等が懸念されている。」等の課題を指摘している。このため、廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月19日閣議決定）においては、「将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するためには、地域において改めて安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要がある。」とした上で、「このためには、市町村単位のみならず広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めていくべきである。」としている。

また、近年、我が国では平成28年熊本地震や平成30年7月豪雨等、毎年のように大規模な災害が発生している。様々な規模及び種類の災害に対応できるよう、公共の廃棄物処理施設は、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための拠点と捉え直し、平時から廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要がある。

以上のように、将来にわたり持続可能な適正処理を確保していくためには、改

めて、現在及び将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要となっている。

平成28年8月に開催された策定委員会において、委員の方々から、「候補地を決定してから時間がかなり経過しているにもかかわらず、クリーンセンター建設事業が膠着状態である状況の中で、現工場の稼働期間が30年以上経過し、老朽化が進んでいることから、ごみの区域外処理や広域化について調査をしてみるのも一案である。」との提言をいただいた。

そこで、本市は、平成30年より奈良県ごみ処理広域化合同勉強会に参加し、広域化の検討を行った。

4-2 広域化の利点

今後、人口減少に加えて、ごみの排出量の減少も見込まれる。そのような状況において、市町村単独でのごみ処理を継続した場合、資源化率、エネルギーの回収・利活用及びごみ処理事業経費等の観点での非効率化が懸念される。

また、市町村の財政状況が一層厳しくなり、廃棄物処理に係る担い手不足も予想される中で、住民生活に不可欠な廃棄物処理を持続可能なものとするためには、より安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく必要がある。

a. 施設整備費の削減

広域化・集約化により、広域化・集約化に参画する市町村（以下「関係市町村」という。）全体ではごみ処理施設数が減少する一方で、ごみ処理施設当たりの処理能力は増加する。

「廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引き」（平成18年7月 環境省）では、“化学プラント建設工事の分野では、建設工事価格はプラント規模の0.6乗に比例するという経験則が良く知られている。”としており、同様にごみ処理施設の施設整備費にもスケールメリットが働くことが予想される。このため、処理能力の合計が等しい場合、小規模施設を複数整備するよりも、集約した施設を1施設整備する方が、施設整備費の総額はより安価になる。

b. 処理費、維持管理費の削減

処理能力が小さい場合でも、ごみ処理施設の運転にはある程度の人員が必要であり、ごみ処理施設の必要人員数にはスケールメリットが働くことが予想される。このため、上記と同様に、集約した施設を1施設整備する方が、人件費を含む処理費や維持管理費の総額はより安価になる。

c. エネルギーの外部供給による収入の確保

エネルギー回収施設においては、広域化・集約化により、廃棄物エネルギーを効率的に回収できるようになり、エネルギーの外部供給が可能となる。これにより、エネルギーの外部供給による収入を確保でき、ごみ処理事業の収支改善に寄与することができる。

4-3 本市におけるごみ処理広域化に係る検討経過

大和郡山市・生駒市・平群町は、同時期に現有ごみ焼却施設の改修・建て替えが必要となるため、広域処理も選択肢の一つとして考え、情報交換を行い、将来のよりよいごみ処理運営について考えていくことを目的とした合同勉強会を平成29年2月20日から開催していた。本市は、平成30年2月6日に開催した第4回合同勉強会から参加した。

年月日	参加自治体	内容
平成29年2月20日 (第1回合同勉強会)	大和郡山市 生駒市 平群町	1. ごみ処理の現状 2. ごみ処理の課題について
平成29年5月12日 (第2回合同勉強会)		1. 奈良モデルについて 2. 他市町の参加について
平成29年10月31日 (第3回合同勉強会)		1. 各焼却施設の運営スケジュール 2. 奈良モデルについて 3. 奈良市の参加についての検討
平成30年2月6日 (第4回合同勉強会)	奈良市 大和郡山市 生駒市 平群町	※この会より奈良市が参加 1. 奈良市のごみ処理の現状と課題について 2. これまでの協議内容整理と今後の方向性について
平成30年5月10日 (第5回合同勉強会)	奈良市 大和郡山市 生駒市 平群町 斑鳩町	※この会より斑鳩町が参加 1. 斑鳩町の現状と課題について 2. 広域化に向けての課題について 3. 建設コストの比較
平成30年7月4日 (県内先進事例勉強会)		天理市（山辺・県北西部広域環境衛生組合） 大淀町（さくら広域環境衛生組合）
平成30年8月7日 (第6回合同勉強会)		1. 視察を受けての意見交換 2. 広域化にむけて（組織体制・課題の整理と確認）
平成30年10月22日 (第7回合同勉強会)		中間報告書（案）について

平成30年11月6日 (第8回合同勉強会)		中間報告書(案)について
平成30年12月25日		中間報告書を各市町の首長へ報告
平成31年1月22日 (第9回合同勉強会)		中間報告書を首長へ報告したことを受けて
平成31年2月19日 (県外先進都市事例視察)	奈良市 大和郡山市 平群町	高砂市(東播臨海地域2市2町での ごみ処理広域化の取組)
令和元年5月17日 (第10回合同勉強会)	奈良市 大和郡山市 生駒市 平群町 斑鳩町	1. 各市町の現状及び今後の進め方 について 2. 東播臨海広域市町村圏(高砂市・ 加古川市・稲美町・播磨町)での ごみ処理広域化の取組事例につ いて
令和元年12月25日 (第11回合同勉強会)		現在の状況及び今後の対応等につ いて
令和2年7月14日 (第12回合同勉強会)		広域化枠組みについて
令和2年8月27日 (第13回合同勉強会)		・広域化枠組みについて ・生駒市・平群町が合同勉強会から 離脱
令和3年2月26日 (第14回合同勉強会)	奈良市 大和郡山市 斑鳩町	3市町での焼却施設建設コストシ ミュレーションについて
令和3年9月7日	大和郡山市	大和郡山市が大和郡山市議会産業 厚生委員会において合同勉強会か ら離脱を表明
	奈良市 斑鳩町	循環型社会形成推進地域計画策定
令和4年8月19日	斑鳩町	斑鳩町議会厚生常任委員会におい て合同勉強会から離脱を表明

4-4 各市の広域化からの離脱理由

1 生駒市

令和4年度から令和6年度に現有施設の基幹改良工事を実施する。その後、令和21年度末まで、最長15年間にわたる外部包括運営委託を予定しており、令和12年を稼働目標としている奈良市の提案スケジュールとは合わない。

2 平群町

平成4年から稼働している現有施設の老朽化が大変進んでおり、部分的な補修対応だけでは、今後、この合同の新しいクリーンセンターができるおおよそ10年先まで現行施設を引き延ばすということが困難である。

3 大和郡山市

候補地周辺の大和郡山市側の8自治会から、候補地でのごみ処理に反対し、広域化の合同勉強会から脱退するようにと要望書が大和郡山市長宛てに提出されたことから、大和郡山市は住民の明確な意思表示であるこの要望を重く受け止め、合同勉強会からの離脱を表明。

4 斑鳩町

奈良県がオブザーバーとして参加する中で合同勉強会の実務者会合などを開催し、イニシャルコスト、ランニングコストなどの負担割合について、ごみ量割を案として提示し、斑鳩町にとって現状の搬出コストと比較して非常に有利なものを提案した。さらに、他自治体の広域化事例と同様に、枠組みを確定した上で、最終的な費用の負担については調整していく旨の提案をした。

また、令和4年7月19日には斑鳩町役場において副首長レベルでの協議を実施し、広域化の実現に向け、用地取得交渉、また地元周辺住民への説明及びその対策についても奈良市側で責任を持って行うという考えを伝え、費用についても、これまでの合同勉強会で作成してきた以上の数値については現時点で見通すことができないことから、示すことは困難であることをご理解いただいた認識であった。

その上で、再度、費用負担案の議論を進めていたところでは、斑鳩町にとっては示されている条件は好条件であり、町としてもっと協力できることはないのかというような話も斑鳩町からいただいた。

しかし、8月19日に開かれた斑鳩町議会厚生常任委員会において、費用負担について議会から説明を求められており、奈良市からの内容では理解を得ることができないため、勉強会から離脱をすると町長が判断し表明した。

第5章 現在の動き

5-1 七条地区が策定委員会に是認されるまでの経過

斑鳩町が合同勉強会から離脱したことにより、本市は再び単独でのクリーンセンター建設を目指すこととなる。市は、候補地選定のあり方について検討し、収集運搬効率やアクセス道路の利便性、法的規制や住居との離隔などを考慮した上で、あらためて七条地区を新クリーンセンターの有力な移転候補地とすることと判断した。

また、策定委員会において、このことについて審議していただき、令和6年5月に開催された第65回策定委員会では、『七条地区は、策定委員会で議論された「候補地の選定における基本条件」及び「面積要件」に合致している』こと、及び『市が、七条地区で、事業を進めることを是認する。』との取りまとめがなされた。

七条地区が策定委員会に是認されるまでの経過を下記に示す。

時期	事項
令和4年9月7日 (第59回策定委員会)	・ごみ処理広域化合同勉強会から斑鳩町が離脱した旨の報告 ・奈良市単独建設への方針について報告
令和5年1月25日	・追分自治会外1団体から追分地区への誘致要望が提出される
令和5年2月13日 (第60回策定委員会)～ 令和5年5月29日 (第63回策定委員会)	・基本構想（案）について審議 ⇒令和5年9月に基本構想を公表 ・追分地区の追加検討について ⇒追分地区は候補地としては厳しいと取りまとめ
令和5年8月18日 (第64回策定委員会)	・七条地区について審議 ⇒「委員の総意として、七条地区を市が選んだのであれば是認するという姿勢であったかと思う」との委員長総括
令和5年9月	奈良市新クリーンセンター施設基本構想を策定
令和6年2月26日	新クリーンセンター施設整備基本計画（案）概要版、新クリーンセンター事業概要書を公表
令和6年3月29日 ～5月31日	新クリーンセンター施設整備基本計画（案）を公表するとともにパブリックコメントによる意見募集を実施 →4,823件の意見が提出される

令和6年5月10日 (第65回策定委員会)	【採決】 いずれも賛成8（委員長を含む）、反対4 1. 七条地区は、策定委員会で議論された「候補地の選定における基本条件」及び「面積要件」に合致している 2. 市が、七条地区で、事業を進めることを是認する
令和6年6月12日	・第65回策定委員会後、委員長より報告書を市長に提出 【報告内容】 1. 七条地区は、策定委員会で議論された「候補地の選定における基本条件」及び「面積要件」に合致している 2. 市が、七条地区で、事業を進めることを是認する

5-2 奈良市議会への請願の提出

七条地区を候補地として事業を進めようとするなか、七条地区での建設に反対する請願4件、環境清美工場の速やかな移転を求める請願1件が奈良市議会に提出され、令和6年6月定例会において、全て採択される。

時期	事項
令和5年8月1日	都跡地区自治連合会から奈良市議会あてに請願書が提出される（請願第4号）
令和5年12月4日	七条東自治会から奈良市議会あてに請願書（新クリーンセンターの七条地区への建設に反対する請願書）が提出される（請願第7号）
令和6年2月9日	左京地区自治連合会から奈良市議会あてに請願書（環境清美工場の移転について）が提出される（請願第8号）
令和6年5月13日	七条東オリエント自治会から奈良市議会あてに請願書（七条地区への新クリーンセンター（ごみ焼却場）建設計画に反対する請願書）が提出される（請願第9号）
令和6年5月23日	辰市地区自治連合会から奈良市議会あてに請願書（七条地区への新クリーンセンター（ごみ焼却場）建設計画に反対する請願書）が提出される（請願第10号）

なお、請願とは、日本国憲法第16条に規定される、希望を述べる行為である。そのため、法的に拘束されるものではないが、請願の相手方は、慎重に取り扱うべきものとなっている。

日本国憲法

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

請願は、希望を述べる行為であり、法的に拘束されるものではないが、請願の相手方は職務を遂行する上で慎重に取扱うべきものである。

請願が採択された場合でも、請願者は、その履行を要求することはできない。

請願制は、元来、請願者に請願事項の実現に関する要求権までも保障する趣旨をもってしているものではない。したがって、採択されたとしても、請願者は、その履行を法的に要求する権利を取得するものではない。

採択された請願が当該地方公共団体の長、その他の執行機関が措置することが適当と認められる場合、議会は、これらの機関に送付しなければならない。請願事項の実現が議会の直接の任務、権限に属しない以上、このような送付の措置が適当であるからである。

送付を受けた執行機関は、請願法五条の規定に基づいて「誠実に処理しなければならない」。しかし、必ずしも請願事項を実現すべき義務を負わないことは、議会による採択の場合と同様である。※

※成田頼明・園部逸夫・金子宏・塩野宏・磯部力・小早川光郎編集「注釈地方自治法」p. 2141-p. 2147〔元執筆担当・菊井康郎、現執筆担当・園部逸夫〕（第一法規，昭和60年）〔最終加除 平成20年〕

請 願 文 書 表 （令和5年9月6日定例会提出）

請願第4号

七条地区への新クリーンセンター建設に反対する請願書（市民環境委員会付託）

令和5年8月1日受理

請 願 者 ●●●●●●●●●●●●●●●●
都跡地区自治連合会長
堂 上 健 次 外2,919名
紹介議員 森 田 一 成 塚 本 勝
白 川 健太郎

要旨

奈良市は、平成30年2月、奈良県北部地域におけるごみ処理広域化に関する合同勉強会に参加し、奈良県北部地域である生駒市、平群町、大和郡山市、斑鳩町、奈良市の5市町によるごみ処理の広域化を検討され、令和元年12月に奈良市の七条地区を候補地として決定されました。

その後、令和2年8月に生駒市、平群町が、また令和3年9月に大和郡山市が、さらに令和4年8月には斑鳩町が離脱を表明され、広域化の枠組みは完全に崩壊しております。

しかしながら、仲川市長は、5市町での広域化を前提として、人口重心やアクセス性などを検討され選定した七条地区での新クリーンセンター建設を強引に推し進めようとしております。

現環境清美工場の老朽化を引き合いに出し、時間がないということを理由に、単独で建設することが前提ではない七条地区にこだわり、事業を進めることは何ら合理性がなく、地域住民として到底納得のいくものではありません。

よって、以下の4点の理由により、七条地区への新クリーンセンター建設に反対するものであります。

理由

①古都奈良の歴史的な景観が損なわれること

奈良市は令和14年度までに新クリーンセンターの建設・稼働をする予定で事業を進めていますが、建設候補地である七条地区に近接している九条地域では、昭和60年から大和郡山市の清掃センターが稼働しています。

広域化の勉強会から脱退された大和郡山市は、現施設の使用可能期限の目安が令和14年度末であることから、令和15年以降のごみ処理施設の在り方について、本市単独で新しいごみ処理施設を建設することを前提に、新施設建設に向けての調査、検討を行うと、令和4年3月定例会で大和郡山市長が発言されています。

このままでは、奈良市と大和郡山市のクリーンセンターが併設されることとなり、古都奈良の歴史的な景観が損なわれてしまいます。

②公害調停条項に違反していること

現計画地には奈良県立奈良養護学校や西の京病院が隣接しており、「移転場所は300メートル以内に学校、幼稚園、保育園及び病院がない場所の中から適地を選定する」とされている公害調停条項第2条に違反しています。

③奈良市ハザードマップの洪水浸水想定区域に該当していること

洪水浸水対策に多額の費用を要することが考えられ、経済的にも不合理性の解決とはならず、また洪水浸水想定区域である地域を適地とすることについて、候補地とされた自治会や周辺住民は選定された経緯や理由の説明を求めています、いまだ地域住民が納得する説明が得られていません。

④平城京の歴史文化を守る必要があること

七条地区は、平城京の南端にあった羅城門とそれに続く朱雀大路に近接する地域であります。羅城門は平城京の正門であり、外国特使などを出迎えた都の玄関口であり、また朱雀大路は平城宮まで続く幅73メートルの大路であり、都の威厳を示すものでもありました。

このように、七条地区は平城宮跡エリア内であり、いにしえよりの遺構が多数埋蔵されていることは容易に想像でき、それら我が国の宝とも言える遺構を崩してでも新クリーンセンターを建設されようとしていることは、都跡地区の住民にとっては看過できるものではありません。

以上のようなことから、私ども都跡地区自治連合会としては、七条地区への建設を反対するものです。慎重な審議を賜りますようお願い申し上げ、お願いいたします。

請 願 文 書 表 （令和5年12月20日定例会提出）

請願第7号

新クリーンセンターの七条地区への建設に反対する請願書（市民環境委員会付託）

令和5年12月4日受理

請 願 者 ●●●●●●●●●●●●●●●●

七条東自治会

会長 矢 部 宏

紹介議員 宮 池 明

要旨

奈良市は新クリーンセンターの建設に向けて、平成18年2月に奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会を設置しました。以来、平成29年5月まで57回にわたって開催された策定委員会で奈良市全域から候補地をノミネートして評価検討し判断してきた15か所の候補地のうち、第1候補地とされた地域との交渉が重ねられましたが、成立に至らず、以後第2候補以降の候補地との交渉は行われませんでした。

その後、策定委員会は令和3年10月までの4年半にわたって開催されることなく、その途上において突如として策定委員会で元々ノミネートすらされておらず評価検討もなされていない七条地区を広域化の候補地とするとして、市の独断による方針が令和元年12月議会で表明されました。

その考えについて、七条地区地元住民への説明会において、市長自ら「広域化による新クリーンセンターの建設を想定しており、大和郡山市の清掃工場と合体するとの意味であり、当該地に2つの工場を造ることはしない」と説明されました。

しかしその後、5市町での広域化構想において、奈良市を除く他の4市町全てが離脱を表明したにもかかわらず、市から地元住民への説明や釈明をすることもなく、奈良市単独でも候補地は七条地区とすると表明され、大和郡山市の清掃工場と隣接する地にもう一つの清掃工場建設を推し進めようとしています。そのことに地元住民の理解と納得は全く得られておらず大変憂慮しております。

そのため、規定に則って選定された候補地ではない七条地区への新クリーンセンター建設には以下の理由と併せて反対するものであります。

理由

① 近接地に大和郡山市清掃センターが稼働中であること

七条地区には、近接地に既に大和郡山市のごみ処理施設があり、今の左京地区が置かれている状況と何ら変わりがない状況です。現左京地区から七条地区へクリーンセンターを移すという行為は、七条地区に二重の苦を押しつけられるようなこととなり、地元住民にとって到底受け入れられることはありません。

② 公害調停条項に違反していること

建設予定地周辺には奈良県立奈良養護学校や西の京病院が隣接しており、また地域住民の住居も近くにあります。これは、公害調停条項第2条「移転場所は300メートル以内に学校、幼稚園、保育所及び病院がなく、住居専用地域（都市計画法）に近接しない場所の中から適地を選定する」という点で違反しています。

また、同第8条「移転建設計画策定委員会及び市民会議の決定を十分尊重しなければならない」とありますが、策定委員会では七条地区に決定された事実はなく、この点でも条項に違反しており、適切な行政政策の検討及び決定過程を経ていません。

さらに、「奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会設置要綱」第2条（2）に掲げられた委員会の所掌事項には、「奈良市ごみ焼却施設移転建設計画に係る用地の選定及び事業手法の検討に関すること。」と規定されていますが、広域化においても単独においても七条地区を候補地とする評価検討はなされていません。

③ 奈良市ハザードマップの洪水浸水想定区域に該当していること

建設予定地は、奈良市ハザードマップで0.5メートルから3メートル、一部は3メートルから5メートルの洪水浸水想定区域に指定されています。そのような場所に建設することは、洪水浸水対策に多額の費用を要すると考えられ、経済的にも不合理性の解決とはなりません。

④ 大規模自然災害が起こった時の問題点

現代技術によって、ダイオキシン等の有害物質放出濃度の少ないクリーンな施設の建設を説明されておられますが、洪水だけでなく、大地震などによって施設が損壊した場合の有害物質漏出など、想定外のことが起こらないと言い切れません。七条地区の住民やその子、孫の代まで、そのような不安を抱えながら生活していくことを考えると、大和郡山市の清掃工場が既に存在している上にさらに隣接する七条地区への建設は到底受け入れられるものではありません。

⑤ 平城京の歴史文化、歴史的景観を守る必要があること

七条地区は、平城京の玄関口である羅城門と平城宮の入り口を結ぶ朱雀大路に近接する平城京エリア内であり、歴史的遺構が多数埋蔵されていると想定されます。

また、近隣には世界遺産の薬師寺や唐招提寺もあり、歴史的景観が損なわれるものと憂慮しています。

以上の理由から、私ども七条東自治会としては、七条地区への新クリーンセンター建設に反対いたします。さらに、策定委員会において費用対効果も含めて公平に、また客観的に評価してその結果を公表するとともに、その結果に基づいて候補地選定をしていただくことを強く要望するものであります。

市議会におかれましては、慎重な審議を賜りますようお願い申し上げ、お願いいたします。

請 願 文 書 表 (令和6年2月29日定例会提出)

請願第8号
環境清美工場の移転に関する請願書(市民環境委員会付託)

令和6年2月9日受理

請 願 者 ●●●●●●●●●●●●●●●●
左京地区自治連合会
会長 田 中 明 外4名
紹介議員 山 口 裕 司 土 田 敏 朗

要旨
奈良市が平成17年12月26日に調印した公害調停(奈良県平成15年(調)第1号事件)を忠実に遵守され、速やかに環境清美工場を移転されることを求めます。

理由
平成15(2003)年8月26日、約3,200人の住民が、環境清美工場の稼働に伴う健康及び生活上の被害をなくすため、同施設の操業停止と移転を求めて公害調停申請書を提出しました。
そして、平成17(2005)年12月26日に調停が成立しました。
成立した調停条項には次のようなことが定められています。
①平成20(2008)年3月末日を目標として、新施設の用地の候補地を選定すること。
②平成23(2011)年3月末日を目標として、新施設用地を確定する。
③新施設の用地確定後速やかに、新施設の建設工事に着手する。
今は、令和6(2024)年、既に調停成立から19年になろうとしています。建設工事に着手する目標とされた平成23(2011)年からも13年が経過しています。何事にもスピードが求められるこの時代に、このような大きな遅れが生じているのは信じ難いことです。特に、焼却炉の老朽化が進んでいることに照らすと一刻も早い移転が求められます。
最近一部の人から、現地建て替えを検討するべきであるという意見が出されているようですが、とんでもないことです。この調停条項は、奈良県公害調停審査会での20回に及ぶ期日での審議を経て、申請人と奈良市との間で合意され、奈良市議会で平成17(2005)年12月8日に全会一致で採択されたものです。
成立した調停条項は、3,524名の申請人と奈良市との間で交わされた合意です。その合意を一方的にほごにできることなどあり得ません。
合意を変更できるのは、調停が成立した時に想定できなかった明白な事情変更があった場合だけです。ところが、合意を変更することができるとなると事情変更はありません。
以上の次第ですので、早急に環境清美工場を移転されるようお願いいたします。

環境清美工場の移転に関する請願書（市民環境委員会付託）

令和6年2月9日受理

左京地区自治連合会

会長 田 中 明 外4名

紹介議員 山 日 裕 司 土 田 敏 朗

奈良市が平成17年12月26日に調印した公害調停（奈良県平成15年（調）第1号事件）を忠実に遵守され、速やかに環境清美工場を移転されることを求めます。

平成15（2003）年8月26日、約3,200人の住民が、環境清美工場の稼働に伴う健康及び生活上の被害をなくすため、同施設の操業停止と移転を求めて公害調停申請書を提出しました。

そして、平成17（2005）年12月26日に調停が成立しました。

成立した調停条項には次のようなことが定められています。

- ①平成20（2008）年3月末日を目標として、新施設の用地の候補地を選定すること。
- ②平成23（2011）年3月末日を目標として、新施設用地を確定する。
- ③新施設の用地確定後速やかに、新施設の建設工事に着手する。

今は、令和6（2024）年、既に調停成立から19年になろうとしています。建設工事に着手する目標とされた平成23（2011）年からも13年が経過しています。何事にもスピードが求められるこの時代に、このような大きな遅れが生じているのは信じ難いことです。特に、焼却炉の老朽化が進んでいることに照らすと一刻も早い移転が求められます。

最近一部の人から、現地建て替えを検討するべきであるという意見が出されているようですが、とんでもないことです。この調停条項は、奈良県公害調停審査会での２０回に及び期日での審議を経て、申請人と奈良市との間で合意され、奈良市議会で平成１７（２００５）年１２月８日に全会一致で採択されたものです。

成立した調停条項は、3, 524名の申請人と奈良市との間で交わされた合意です。その合意を一方的にほごにできることなどありません。

合意を変更できるのは、調停が成立した時に想定できなかった明白な事情変更があった場合だけです。ところが、合意を変更することができるとな事情変更はありません。

以上の次第ですので、早急に環境清美工場を移転されるようお願いいたします。

請 願 文 書 表 （令和6年6月5日定例会提出）

請願第9号

七条地区への新クリーンセンター（ごみ焼却場）建設計画に反対する請願書（市民環境委員会付託）

令和6年5月13日受理

請 願 者 ●●●●●●●●●●
七条東オリエント自治会
会長 池 口 高 史
紹介議員 中 西 吉日出

要旨

計画の経緯と現状の問題点

当初の計画では、大和郡山市、生駒市、平群町、斑鳩町、そして奈良市の5市町広域化構想での建設であり、人口重心等を考慮した結果、七条町が候補地となったというもので、建設地として決定したものではないと説明会でありました。その後、奈良市以外は広域化構想から離脱し、奈良市単独での建設計画になったにもかかわらず、七条地区での建設を理由もなく推し進めようとしています。

計画は破談になり、人口重心地ではなくなっているのに変えようとしていません。候補地の検討が怠慢で七条地区の住民たちは全く納得できるものではありません。

私たち七条東オリエント自治会(以下「自治会」と称する)の住民は、奈良市が進める七条地区への新クリーンセンター建設計画について、重大な懸念と反対の意を表明します。

以下、その理由と中止を求める根拠を述べます。

理由

① 文化的、歴史的価値の損失

奈良市には、歴史的遺産で文化的遺産、観光資源の一つである平城京があります。北は大極殿、朱雀門があり、そこから南に朱雀大路が通り、玄関口である羅城門がありました。その玄関口の羅城門跡の北側に建設する計画です。さらに西側には、薬師寺・唐招提寺といった世界遺産とも近接しており、その歴史的、文化的価値は計り知れません。この地域の景観や文化遺産を損なうような計画は、後世に対する責任を果たしているとは言えません。奈良市民、奈良県人、また奈良出身の人たちはこのようなことを望んでいません。観光バスとごみ収集車が競い合う光景なんて誰も望んでいません。

② 重複する施設の問題

近隣には既に大和郡山市の清掃センターが稼働しており、新たなクリーンセンターを建設することは、七条地区に二重の負担を強いるものです。このような状況は地元住民にとって公平ではなく、受け入れ難いです。

③ 公害調停条項の違反

現計画地には奈良県立養護学校や県立朱雀高校、西の京病院、子どもセンター、保育園などが隣接しております。公害調停条項第2条に「移転場所は300メートル以内に学校、

幼稚園、保育園及び病院がない場所から適地を選定する」と定められていますが、この計画は明らかにこれに違反しています。概説書に記載されている回避策や、教育機関の移転などは、不必要な財政負担を増やすものであり、納税者にとって不利益です。

④ 地域住民の健康と生活環境への影響

七条地区は、病院、学校、住宅地が密集しており、特に子供や高齢者など、健康に影響を受けやすい層が多く居住しています。焼却場からの排気ガスや悪臭がこれらの住民の健康を脅かすことは避けられません。

⑤ 住民の意思の尊重

2021年6月の住民説明会では、地区内への建設候補地の指定について説明がありましたが、その後のプロセスにおいて住民の意見が十分に反映されているとは考えられません。自治会を含む地域住民からは、建設計画に対する明確な反対の声が上がっています。

⑥ 洪水リスクと環境影響

建設予定地は奈良市ハザードマップで0.5メートルから3メートル、5メートルの洪水浸水想定地域に指定されています。計画では建設敷地に盛土をして洪水リスクを回避するとされていますが、これには多額の費用がかかるだけでなく、周辺低地への影響が懸念されます。

⑦ 大規模自然災害のリスク

理想を掲げた現代技術による施設も、大地震などの自然災害により有害物質が漏れ出すリスクがあります。大和郡山市の施設と併せ、地域にとって受け入れ難いリスクを増加させます。

⑧ リニア中央新幹線との計画的矛盾

リニア中央新幹線の奈良県内候補地（5パターン）のうち、八条・大安寺地区とJR郡山駅・近鉄郡山駅地区が想定されており、リニアの直線コースからも有力候補地になっており、その近辺にごみ焼却場を持つてくるという計画が、まさに「計画性のない奈良市」と他府県から笑われイメージが悪化します。

⑨ 交通渋滞とその影響の悪化

七条地区では既に平日の通勤時間帯、また休日には観光バス、マイカーによる交通渋滞が頻繁に発生しており、その影響で住民の生活に大きな支障を来しています。新クリーンセンターの建設により、建設資材の運搬トラックや作業員の車両が地区内を通行することが増加し、現在の交通状況をさらに悪化させることが予想されます。特に、建設期間中の朝夕のピーク時には、重大な交通渋滞が発生し、緊急車両の通行障害や、通学する子供たちの安全性にも悪影響を及ぼす可能性が高いです。このような状況は、地域住民の日常生活や地域経済にも慢性的な負の影響を与えます。

以上の理由から、奈良市に対して、七条地区における新クリーンセンター建設計画の撤回と、より適切な場所の選定を求めます。私たちの住む地域の歴史的資産と安全と健康を守るため、真摯に検討をお願い申し上げます。

請 願 文 書 表 (令和6年6月5日定例会提出)

請願第10号

七条地区への新クリーンセンター（ごみ焼却場）建設計画に反対する請願書

令和6年5月23日受理

[illegible]

辰市地区自治連合会

会長 土井 実

紹介議員 中西吉日出 宮池 明

要旨

計画の経緯と現状の問題点

約6年前の計画では大和郡山市、生駒市、平群町、斑鳩町、奈良市の5市町広域化構想での建設計画であり、現在は広域化から脱退したため候補地として白紙になったと解釈していましたが、地域住民に対する説明もなく、地権者にも説明が全くないのが現状です。

大和郡山市の住民からも反対の要望を出されており、近隣住民も反対しており、地権者にもいまだ説明にも訪れていないのが現状で、奈良市政に対して大きな不信感を深めており反対の声が出ています。

奈良市が単独で建設予定地として決定したもので、地域住民を軽視し一方的に推し進めることに関して、隣接する自治会として断固、反対いたします。

理由

地域住民の健康・生活環境への影響

隣接する私どもの辰市地域は昔から、のどかな田園風景で農業も盛んな自然豊かな地域に、クリーンセンター建設計画を一方的に、地域住民に対し事前説明もなく突然、議会でも承認される前から既成事実をつくり、七条地区に決定したかのごとく新聞に記載されていました。

焼却場からの排気ガス、悪臭が立ち込めることは間違いなく、健康被害等で地域住民の日常生活を脅かすことは避けられません。

ＪＲ新駅の建設・京奈和道の建設等で私たちの地域も大きく変わろうとしておりますが、周辺には世界遺産もあり、自然豊かな環境が公害地域に変貌することに対し断固として受け入れ難いです。

新しい設備で何ら問題がないようにホームページ等で記載していますが、それであれば今の既存の場所で新設すれば経費も削減できるのではないかと思います。

建設候補地は低地で地盤も悪く、佐保川の氾濫の危機がある場所でもあり、周辺には学校・病院等があることから公害調停違反ではないかと思えます。

以上の理由から、奈良市に対し辰市地区自治連合会（２１自治会）は、七条地区における新クリーンセンター建設計画の撤回と、より適切な場所の選定を求めます。私たちの住む地域の健康と環境を守るため、真摯に検討をお願い申し上げます。

令和6年6月定例会 議決結果・賛否一覧表

議案番号	件名	議決結果	会派・議員名																																									
			公明党奈良市議会議員団（6人）						日本共産党奈良市議会議員団（6人）						自民党・無所属の会（6人）						自由民主党（5人）				新世の会（4人）				日本維新の会奈良市議員団（4人）				無所属（6人）											
			宮池	早田	田畑	九里	伊藤	森岡	山口	榊井	白川	山本	井上	北村	塚本	榎本	岡田	横井	土田	北	森田	道端	太田	八尾	山本	内藤	樋口	鍵田	阪本	大西	山岡	佐野	柳田	山出	岡本	下村	松石	酒井	中西					
			明	哲朗	日佐	雄二	剛	弘之	裕司	陳志	健太郎	直子	昌弘	拓哉	勝	博一	浩徳	雄一	敏朗	良晃	一成	幸治	晃司	俊宏	憲有	智司	清二	美智子	美知子	洋文	山岡	山岡	山岡	山岡	山岡	山岡	山岡	山岡	山岡	山岡	山岡			
動議	教員の長時間勤務の抜本的改善を求める意見書	可決	全会一致																																									
◆請 願																																												
請願第4号	七条地区への新クリーンセンター建設に反対する請願書	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×		
請願第7号	新クリーンセンターの七条地区への建設に反対する請願書	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
請願第8号	環境清美工場の移転に関する請願書	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
請願第9号	七条地区への新クリーンセンター（ごみ焼却場）建設計画に反対する請願書	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
請願第10号	七条地区への新クリーンセンター（ごみ焼却場）建設計画に反対する請願書	採択	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×

議案賛成者は○、反対者は×としています。議長は採決に加わらないため、斜線としています。法律により採決に加われない議案の対象者は、除斥のため、除としています。

七条地区に建設を反対する主旨の請願（請願第4号、第7号、第9号及び第10号）採択への賛否の理由（抜粋）	
賛成	- 七条地区は、広域化を前提として選定された建設候補地であり、広域化でないのであれば、もう一度奈良市全体から候補地を検討し、そのプロセスや客観的に見た合理性を示すべき。 - 七条地区は、奈良県立奈良養護学校が隣接しており、公害調停に定める候補地としての条件に違反をしている。奈良県立奈良養護学校の移転について、県と合意を交わしているが、仮に移転ができなければ、公害調停に違反することにもなりかねない。 - 洪水浸水想定区域に建設をすることは、対策費が必要になる。 - 新クリーンセンターは眺望景観にも大きな影響を与えるものであるが、基本計画では十分に検証されたとは言えない。
反対	- 周辺整備も含めた建設費用や環境への影響など、調査を行った上で最終的に判断が必要である。（請願第4号、第7号） - クリーンセンター建設計画策定委員会が決定した候補地選定条件や収集運搬効率など、一定の条件を踏まえて選定をされた七条地区は、広域化が頓挫したからといって全く合理性が失われたというふうには言えない。七条地区での建設を現時点で反対し、可能性を消すことは、建設的ではないと考えている。市には、七条地区が有力候補として選定されたそのプロセスについて速やかに明示することを求める。（請願第4号、第7号） - 現地建て替えを示唆する内容が含まれていることは容認できない。（請願第10号）

環境清美工場の速やかな移転を求める主旨の請願(請願第8号)採択への賛否の理由(抜粋)	
賛成	・公害調停は市民と市が交わした約束であり、法的拘束力がある。
反対	・環境清美工場の稼働に伴う生活の被害発生の有無の質疑に対して、明確な答えがない。 ・より低コストで将来に巨額な負担を残さないため最善策はないものかと、また請願が何本も出てきているのは、策定委員会においても広域化が頓挫してから候補地選定に進展がなく、運営がままなっていない状況が要因だと思い、現地建て替え等も踏まえた中で再検討できないものかという思いに至った。

5-3 策定委員会に建設用地の選定方法について諮問

市として、事業を進めるため努めてきたが、奈良市議会において事業推進のための予算が認められなかったことや、候補地選定のプロセスに疑義があること、候補地の評価検討と選定を再度策定委員会で行うことを要求する等の意見をいただいたこと、請願が採択された際の市議会での意見を真摯に受け止め、慎重に判断できるよう策定委員会に改めて協議していただく必要があると考えたことから、用地の選定方法について、策定委員会に改めて協議・検討していただくため、諮問をした。

奈良市議会における策定委員会に係る意見(抜粋)
・奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会における候補地を選定するという決定、それが唯一の選定する方法であると認識している。 ・建設候補地について、調停条項に基づき策定委員会において、審議し、決定されるべき。 ・策定委員会における多角的かつ専門的な視野が加わっての議論を経て、候補地を選定する必要がある。 ・クリーンセンター建設計画策定委員会において、複数の候補地を挙げて、専門的知見も活用しながら、様々な角度から比較検討し、策定委員会の中で、結論を導き出し市に答申するという、本来の候補地選定の在り方に立ち戻るべき。 ・七条地区への建設反対の請願が賛成多数で採択をされた結果を、策定委員会の委員に速やかに報告し、策定委員会としての考え方等を再度議論してもらうべき。 ・策定委員会が、改めて候補地選定を公平公正に行っていただくことを切にお

願いたい。

- 第三者委員会であるクリーンセンター建設計画策定委員会での総合的な再検討が必要である。これはゼロからの検討ではなく、これまで検討された候補地及び現在の候補地を踏まえて整理するとの位置づけになろう。ぜひとも原点に立ち返って、その取組をお願いする。
- 策定委員会で、これまで市内から複数候補地を選定し、期間評価、検討された資産という形でそれを活用しながら、市内全域を見据えた複数の候補地を並行して比較、評価した結果を市民に説明していくことで、納得も得られやすいのではないかと。策定委員会で御検討、御議論いただければと思う。
- 策定委員会において、3、4か所候補地を選定し、公明正大に審議していただきたい。
- 公害調停条項の第1条第1項第2号に、平成20年3月末日を目標として、新施設の用地の候補地を選定するものとし、用地の選定方法については、公募も視野に入れ、移転建設策定委員会において決定するというふうにうたわれている。
- 広域化構想が頓挫したならば、七条地区を、一旦は候補地から除外して、改めて策定委員会において、その七条地区も含めて、候補地選定に取りかかることから始めるべきだ。
- 単独での事業となる場合の候補地選定は、クリーンセンター建設計画策定委員会に諮って審議していくべき。
- 策定委員会で用地選定しなおすべき。
- 策定委員会での審議を一刻も早く開催し、集中的に審議すべき。そのためには、足踏みするような議論は早々に解決していただきたい。
- 複数案を検討し、その中から答申していただきたい。七条地区に優位性をもたせずにフラットに議論することが重要。七条地区は広域化を前提としていることや、平成19年の中間報告を見ると、1次選定の25カ所から2次選定にいくところで条件から外されている。当時と現在では事情は異なると思うが、そういった過程を踏まえて、次の策定委員の間で議論が尽くせるように努めていただきたい。

奈 環 夕 第 3 7 号
令和 6 年 1 1 月 6 日

奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会
委員長 様

奈良市長 仲川 元庸



奈良市新クリーンセンター建設の用地について（諮問）

奈良市新クリーンセンター建設用地に関し、下記のとおり諮問します。

記

1. 諮問事項

奈良市新クリーンセンター建設用地の選定方法に関すること

2. 諮問理由

奈良市環境清美工場は、稼働を開始してから既に40年以上が経過しています。老朽化が進んでいるため、改修をしながら稼働していますが、このまま安定して稼働し続けることが厳しい状況であり、1日も早い新施設の建設が必要です。

一方で、平成17年12月に公害調停で和解が成立したことを受け設置した奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）では、平成18年2月の第1回策定委員会以来、65回の策定委員会を開催し、クリーンセンターの移転建て替えの実現に向け、審議いただいております。

その中で、最重要事項であるクリーンセンター建設候補地の考え方について、策定委員会は、現施設の移転建て替えを前提として慎重に協議・検討した結果、第65回策定委員会において、「七条地区は、策定委員会で議論された「候補地の選定における基本条件」及び「面積要件」に合致している。」「市が、七条地区で、事業を進めることを是認する。」と採決いただきました。

しかし、奈良市議会から建設用地について、「策定委員会において複数の候補地から専門的な知見も活用しながら、比較検討すべき」「策定委員会において改めて候補地選定を公平公正・公明正大に審議すべき」など選定のプロセスについて多数の指摘を頂きましたので、用地の選定について、策定委員会で改めて協議・検討いただく必要があると判断致しました。

つきましては、1日も早い新施設の建設するために候補地の選定基準及び基準に基づき候補地を絞り込む等の選定のあり方・方法について、委員会として幅広い御見識と多角的な視点からご審議いただきたく、諮問いたします。

5-4 策定委員会による建設用地の選定方法についての答申

第66回策定委員会から第70回策定委員会において、クリーンセンター建設用地の選定方法に関することが審議された。まず、候補地の絞り込みを行うために、候補地の「選定の条件」を定められた。この条件については、相当な時間を費やし様々な条件や規制を考慮されたうえで練られた過去の候補地選定に係る審議内容を尊重することとし、過去の策定委員会で定めた1次選定の基準を適用し、候補地の絞り込みが行われた。

この結果、令和7年3月24日に開催された第69回策定委員会において、奈良市全域から7箇所の候補地に絞り込まれ、この7候補地について、総合評価点による比較評価が行われた。

候補地の比較評価基準の考え方については、過去の策定委員会における比較評価基準の考え方や各評価項目の重み付けをベースとし、定められた候補地の比較評価基準をもとに7箇所の候補地について総合評価した結果、総合評価点が高かった順に、候補地2（七条町）、候補地3（北之庄町）、候補地1（大和田町）の3箇所が新クリーンセンター建設地として適しているとの答申が提出された。

第66回策定委員会から答申が提出されるまでの経過及び答申書を下記に示す。

時期	事項
令和6年11月6日 (第66回策定委員会)	【諮問】 奈良市議会から「策定委員会において複数の候補地から専門的な知見も活用しながら、比較検討すべき」「策定委員会において改めて候補地選定を公平公正・公明正大に審議すべき」など選定のプロセスについて意見があったことから、奈良市が策定委員会に奈良市新クリーンセンター建設用地の選定方法について諮問。 【決定又は取りまとめ事項】 1. 過去の策定委員会での1次選定における候補地選定基準を基に、再度候補地の選定作業を進める。 2. 新斎苑の覚書に該当する地域については、候補地から除外する。 3. 1次選定からの時間経過を踏まえ、時代や状況の変化を加味したうえで候補地の絞り込みを行う。
令和6年12月20日 (第67回策定委員会)	【決定又は取り纏め事項】 1. 10ha程度の空き地を抽出する条件について、以下のとおりとする。

	・住宅地は空き地としない。 ・今後の開発予定について、令和6年11月時点で奈良市開発指導課に届け出があったものについて反映する。 2. 学校、病院等の300m以内を除外エリアとする条件について、以下のとおりとする。 ・300m以内に近接しない施設として、認定こども園を追加する。 ・廃止が公表されている学校等の施設について、対象施設から削除する。 ・休止中の学校については状況を確認のうえ、対象施設から削除する。 ・駐車場は敷地に含めない。 3. 歴史的風土保存区域、風致地区、自然公園地域、環境保全地区、鳥獣保護区、水道水源特定保護区域を除外エリアとする。 4. 都市公園、国営総合農地開発事業地区・ほ場整備事業地区を除外エリアとする。 5. 収集運搬コストが1.2倍以上となる地域は除外エリアとする。 6. 過去の策定委員会で除外された山間部の区域を除外する。 7. 新斎苑覚書に記載された小学校区等を除く。 8. 七条地区は候補地として、除外しない。
令和7年1月28日 (第68回策定委員会)	【決定又は取り纏め事項】 1. 収集運搬コストが1.2倍以上のエリアを除外エリアとした条件について、再度議論する。 2. 抽出された候補地について、今後は総合評価を行う。 3. 総合評価における比較評価項目について、以下のとおりとする。 ・第30回策定委員会資料の総合評価における資料63-1「候補地の比較評価基準」、資料63-2「総合評価点の集計」の評価項目の重み付けをベースとする。 ・「災害リスク」の項目を追加する。 ・災害対策のコストは「施設整備に係る費用」の項目

	で評価する。 ・「住民からの意見及び請願」の項目を追加し、「景観への影響」、「文化財への影響」といった観点とする。 ・「候補地の応募状況」の項目を削除する。
令和7年3月24日 (第69回策定委員会)	【決定又は取り纏め事項】 1. ⑤－5（山町・柴屋町）、⑥－1（川上町・中ノ川町・長尾町）、⑥－2（中ノ川町・東鳴川町）を追加検討箇所とする。 2. 候補地の比較評価基準（案）について、以下のとおりとする。 ・住宅の近接状況について、過去の策定委員会における候補地の比較評価基準の考え方を踏襲する。 ・道路交通への影響について、令和3年度一般交通量調査結果等の最新のデータを反映した、各候補地の混雑度及び将来の増加率について、それぞれの最大値と最小値から算定した評価基準値に更新する。 ・施設配置の制約について、過去の策定委員会における候補地の比較評価基準の考え方を踏襲する。 ・市民持込の利便性について、焼却処理量や人口、車両維持管理費、燃料費、小学校通学区域等について令和4年度のデータを反映し、算定した候補地の収集運搬コスト比率の最大値と最小値を基に評価基準値を更新する。 ・用途指定の状況について、過去の策定委員会における候補地の比較評価基準の考え方を踏襲する。 ・土地利用の現況について、過去の策定委員会における候補地の比較評価基準の考え方を踏襲する。 ・維持管理、収集運搬にかかる費用について、過去の策定委員会における計算方法を用い、焼却処理量や人口、車両維持管理費、燃料費、小学校通学区域等について令和4年度のデータに基づき、費用を更新し、各候補地の最大値と最小値から算定した基準値に更新する。 ・施設整備にかかる費用について、過去の策定委員会と同様の項目に加えて、災害対策にかかる費用を加味した施設整備にかかる費用を算出し、各候補地の

	最大値と最小値から算定した基準値を仮に設定する。 ・廃棄物処分場があることによる影響について、過去の策定委員会における候補地の比較評価基準の考え方を踏襲する。 ・土地の所有者数について、最新の登記簿より10haあたりの所有者数を反映し、各候補地の最大値と最小値から算定した基準値に更新する。 ・災害リスクについて、災害リスクに応じて、減点する点数を変更する。アクセス道路の代替ルートがない場合は、アクセス道路の災害リスクも含めて評価し、候補地の敷地内とアクセス道路ともに、同じ災害リスクがある場合はダブルカウントしない。 ・その他住民からの意見及び請願で指摘された事項について、重点眺望景観の眺望景観保全区域の該当数に応じて減点する。また、重点眺望景観の眺望景観保全区域の構成図上、明らかに大和郡山市の清掃センターがかかる場合にさらに減点するが、どの程度減点するかは次回以降に議論する。 ・各候補地の採点について、事務局が行う。
令和7年4月16日 令和7年4月21日 令和7年4月22日 令和7年4月30日 (候補地現地視察)	・7候補地の現地視察を実施 候補地1：大和田町 候補地2：七条町 候補地3：北之庄町 候補地4：今市町・池田町 候補地5：山町・柴屋町 候補地6：川上町・中ノ川町 候補地7：中ノ川町・東鳴川町
令和7年5月2日 (第70回策定委員会)	【決定又は取りまとめ事項】 1. 候補地の比較評価基準（案）について、以下のとおりとする。 ・市民持込の利便性、施設整備にかかる費用及び維持管理、収集運搬にかかる費用について、収集運搬コストを都跡校区比から現施設比に変更する。 ・施設整備にかかる費用と維持管理・収集運搬にかかる費用を合算し、7段階評価する。

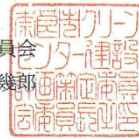
	・その他住民からの意見及び請願で指摘された事項について、重点眺望景観の構成図上、明らかに大和郡山市の清掃センターがかかる場合、さらにマイナス1点とする。 2. 総合評価点の集計の結果、以下のとおりとする。 ・候補地1 大和田町453点。 ・候補地2 七条町505点。 ・候補地3 北之庄町456点。 ・候補地4 今市町・池田町331点。 ・候補地5 山町・柴屋町320点。 ・候補地6 川上町・中ノ川町348点。 ・候補地7 中ノ川町・東鳴川町352点。
--	--



奈ク策第3号
令和7年6月3日

奈良市長 仲川 元庸 様

奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会
委員長 中川 幾郎



奈良市新クリーンセンター建設の用地について（答申）

令和6年11月6日付け奈環ク第37号にて諮問のあったこのことについて、幅広い観点から慎重かつ集中した審議を重ねた結果、当奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会は、下記のとおり結論付けたものです。



記

1 審議の経過

審議の経過については、別紙1のとおりです。

2 答申事項

候補地の選定基準及び当該選定基準に基づき候補地を絞り込む等の選定のあり方・方法について、慎重かつ集中した審議を重ねた結果、別紙2「選定の条件」、別紙3「候補地の比較評価基準」を取りまとめました。これらの基準に基づき、候補地の選定及び総合評価を行った結果、別紙4「総合評価点の集計」のとおりとなりました。

この結果を受けて、絞り込まれた7候補地のうち評価点が高かった順に、候補地2（七条町）、候補地3（北之庄町）、候補地1（大和田町）の3箇所が新クリーンセンター建設地として適しているものと判断しました。

審議の経過

奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会では、第65回策定委員会において、「七条地区は、策定委員会で議論された「候補地の選定における基本条件」及び「面積要件」に合致している。」「市が、七条地区で、事業を進めることを是認する。」と採決されました。しかし、奈良市議会から市に、建設用地の選定のプロセスについて多数の指摘があったことを受け、策定委員会は市から、候補地の選定のあり方・方法について、令和6年11月の第66回策定委員会にて諮問を受け、協議・検討を重ねてきました。

まず、候補地の絞り込みを行うために、候補地の「選定の条件」を定めました。この条件については、相当な時間を費やし様々な条件や規制を考慮されたうえで練られた過去の候補地選定に係る審議内容を尊重することとし、過去の策定委員会で定めた1次選定の基準を適用し、候補地の絞り込みを行いました。

なお、この選定の条件を適用するにあたり、令和6年11月時点での、市内における開発状況や学校、こども園、病院等の立地状況及び新斎苑覚書など、状況の変化があるものを考慮することとしました。また、過去の策定委員会で定めた1次選定の基準では、収集運搬コストが2倍以上のエリアを除外エリアとしていましたが、今回の選定では概ね1.2倍以上のエリアを除外することとしました。

この結果、令和7年3月24日に開催された第69回策定委員会において、奈良市全域から7箇所の候補地に絞り込みました。

次に、この7候補地について、総合評価点による比較評価を行いました。

候補地の比較評価基準の考え方については、過去の策定委員会における比較評価基準の考え方や各評価項目の重み付けをベースとしつつ、審議を行いました。具体的には、数値基準については最新のデータを反映し、新たに算定した数値から機械的に配点を計算し直しました。また、実情に合わない「候補地の応募状況」の項目を削除することとした一方、過去の比較評価基準で十分に考慮されていなかった「災害リスク」の項目や、七条地区への新クリーンセンター建設に反対する請願書が市議会で採択されていることを鑑みて「その他住民からの意見及び請願で指摘された事項」の項目を追加しました。

このように定めた候補地の比較評価基準をもとに7箇所の候補地について総合評価した結果、総合評価点が高かった順に、候補地2（七条町）、候補地3（北之庄町）、候補地1（大和田町）の3箇所が新クリーンセンター建設地として適しているものと判断しました。

選定の条件

	条件	内容
条件 1	10ha 程度の空き地を抽出する。	・ 空き地に点在する倉庫や駐車場、工場は空き地とみなす。 ・ 住宅・ため池・ゴルフ場は空き地としない。 ・ 宅地開発・商業施設などは開発予定を含めて空き地としない。
条件 2	学校、幼稚園、保育園及び病院等の 300m以内を除外エリアとする。	・ 学校・幼稚園とは学校教育法第 1 条、第 124 条、第 134 条に規定される学校とする。 ・ 保育園とは、児童福祉法に規定される保育所及び認定こども園法に規定されるこども園とする。 ・ 病院等とは、医療法に定められる病院・診療所、これに類する施設として介護老人保健施設・介護老人福祉施設とする。 ・ 廃止が公表されている施設は対象施設から除外する。 ・ 300m の考え方は敷地境界からを基本とするが、各施設の駐車場は除いて考えるものとする。
条件 3	自然環境を保全するため、自然公園地域、風致地区、環境保全地区等を除外エリアとする。	・ 歴史的風土特別保存地区・歴史的風土保存区域、風致地区、自然公園地域、環境保全地区、鳥獣保護区、水道水源特定保護区域を除外エリアとする。
条件 4	将来にわたって、土地利用が決まっている地区を除外エリアとする。	・ 都市公園、国営総合農地開発事業地区・ほ場整備事業地区を除外エリアとする。
条件 5	ごみの収集・運搬効率がよい便利な場所を選ぶこととして、収集運搬コストが高いエリアを除外エリアとする。	・ 過去の策定委員会で検討された収集運搬コスト算出モデルを用い、現施設比で概ね 1.2 倍以上となるエリアを除外エリアとする。
条件 6	新斎苑覚書に記載された小学校区を除く。	・ 鹿野園町域（飛び地含む）・東市小学校区・飛鳥小学校区・旧精華小学校区・田原小学校区を除外エリアとする。

候補地の比較評価基準

別紙3

比較評価項目				
評価の指標			評価の考え方	7段階評価の基準
大項目	中項目	小項目		
環境への影響度 (重み付け50)	生活環境 (重み付け35)	住宅の近接状況 (重み付け15)	住宅地からの近接状況について、候補地区周辺の住宅地の立地状況の評価した。	7点 候補地の周辺に住宅地は少ない。 (6点) — 5点 候補地周辺の1方位に住宅地が点在する。 (4点) — 3点 候補地周辺の2方位に住宅地が点在する。 2点 候補地周辺の3方位に住宅地が点在する。 1点 候補地の周辺を取り囲むように住宅地が存在する。
		道路交通への影響 (重み付け10)	施設の立地による周辺の主要道路における混雑度及び将来の増加率を評価した。	「道路交通への影響による比較評価」を参照（参考資料－3）
		施設配置の制約 (重み付け5)	候補地形状・面積及び周辺の土地利用状況より、候補地内における施設配置に当たっての制約の有無を評価した。	(7点) — (6点) — 5点 候補地形状・面積及び周辺状況より、施設配置上の制約が少ない。 4点 候補地形状・面積及び周辺状況より、施設配置に一定の制約がある。 3点 候補地形状・面積及び周辺状況より、施設配置上の制約が多い。 (2点) — (1点) —
		市民持込の利便性 (重み付け5)	市民のごみ持込の利便性は、持込の距離に比例すると想定される。このため、収集運搬コストにより、相対的な市街からの距離が短くなる候補地区を優れていると評価した。	収集運搬コストが、現施設との相対比率より、 (7点) — (6点) — 5点 1.04倍未満 4点 1.04～1.17倍未満 3点 1.17倍以上 (2点) — (1点) —
	自然環境 (重み付け15)	用途指定の状況 (重み付け8)	農振農用地・保安林に指定されているか、風致地区に近接しているか、施設整備にあたり用途指定の解除等の必要性を評価した。	7点 農振・保安林の指定、風致地区の近接ともにない。 (6点) — 5点 一部に農振の指定があるが指定面積が少ない。 4点 農振・保安林の指定、風致地区の近接のいずれかがある。 3点 一部に保安林指定があり、風致地区に近接している。 2点 2層以上の用途指定がある。 1点 農振・保安林の指定、風致地区の近接ともにある。
		土地利用の現状 (重み付け7)	施設整備にあたり新規の大規模な開発により自然環境を損なうおそれがあるか、過去の土地利用から想定される開発を要する土地の割合を評価した。	7点 既に現状の大部分を他用途の利用に供されており、新たな森林伐採の必要が少ない。 6点 現状の10%程度を山林が占めている。 5点 現状の30%程度を山林が占めている。 4点 現状の50%程度を山林が占めている。 3点 現状の70%程度を山林が占めている。 2点 現状の90%程度を山林が占めている。 1点 現状の大部分を山林が占めており、整備にあたり一定の森林伐採が必要。
経済効率 (重み付け30)	施設整備にかかる費用及び維持管理、収集運搬にかかる費用 (重み付け25)		施設建設、敷地造成、用地買収、上下水道、取付道路の整備にかかる費用及び施設の維持管理、収集運搬の費用（採算年数を仮に30年と想定）の合計を評価した。	「経済効率率による比較評価」を参照（参考資料－4）
	廃棄物処分場があることによる影響 (重み付け5)		土対法等の制約を受けるおそれがある、並びに廃棄物処分場の立地により再処理の必要性が生じること	7点 立地していない。 (6点) — (5点) — 4点 区域の一部に廃棄物処分場が立地している。 (3点) — 2点 比較的広い区域に廃棄物処分場が立地している。 (1点) —
用地取得の難易度 (重み付け5)	土地の所有者数 (重み付け5)		用地取得に伴う土地の権利者数を評価した。	7点 10haあたりの所有者数が12人未満 6点 10haあたりの所有者数が12～24人未満 5点 10haあたりの所有者数が24～36人未満 4点 10haあたりの所有者数が36～48人未満 3点 10haあたりの所有者数が48～60人未満 2点 10haあたりの所有者数が60～72人未満 1点 10haあたりの所有者数が72人以上
追加項目 (重み付け15)	災害リスク (重み付け10)		持ち点を7点として以下の区域が候補地の大半を占める場合、もしくはアクセス道路が該当する場合に減点する。 ・洪水浸水想定区域0.5～3.0m未満…▲1点 ・洪水浸水想定区域3.0m以上…▲2点 ・砂防指定地…▲2点 ・土砂災害警戒区域…▲1点 ・土砂災害特別警戒区域…▲2点 ・活断層の300m以内…▲2点 ・液状化指数PL値が5～15未満…▲1点 ・液状化指数PL値が15以上…▲2点	7点 左記の災害リスクがあるエリアに立地していない。 (6点) — 5点 — 4点 — 3点 — 2点 — 1点 —
	その他住民からの意見及び請願で指摘された事項 (重み付け5)		持ち点を7点として以下の区域に入る場合減点する。 景観への影響は該当する構成エリア数に応じて減点する。 ・埋蔵文化財・埋蔵文化財包蔵地を避けて建設不可の場合…▲1点 ・景観への影響：重点眺望景観の構成図内に位置する場合…▲1点 ・大和郡山市清瀬センターが重点眺望景観の構成図内に位置する場合…▲1点	7点 — 6点 — 5点 — 4点 — 3点 — 2点 — 1点 —

総合評価点の集計

基礎評価点(7段階評価)

評価項目			候補地区									満点
大項目	中項目	小項目	候補地1 大和田町	候補地2 七条町	候補地3 北之庄町	候補地4 今市町 池田町	候補地5 山町 中ノ川町	候補地6 川上町 中ノ川町	候補地7 中ノ川町 栗田川町			
環境への 影響度	生活環境	住宅の近接状況	2	2	1	1	2	5	3	7		
		道路交通への影響	6	6	6	1	5	5	5	7		
		施設配置の制約	5	3	3	3	4	3	5	5		
		市民持込の利便性	4	5	4	4	3	3	3	5		
	自然環境	用途指定の状況	4	7	4	4	2	3	5	7		
経済効率		土地利用の現況	3	7	7	7	7	2	1	7		
		施設整備にかかる費用 及び維持管理、収 入運搬にかかる費用	5	7	5	3	1	2	1	7		
		廃棄物処分場があるこ とによる影響	7	7	7	7	7	2	7	7		
		土地の所有者数	4	1	4	3	3	7	7	7		
追加項目	災害リスク	5	4	6	4	4	5	4	7			
	その他住民からの意 見及び協議で指摘さ れた事項	7	3	5	5	5	2	7	7			
全評価項目における基礎評価点の集計			52	52	52	42	43	39	48	73		

集計表

評価項目の重み付け			候補地区							
大項目	中項目	小項目	満点	候補地1	候補地2	候補地3	候補地4	候補地5	候補地6	候補地7
				大和田町	七条町	北之庄町	今市町 池田町	山町 栗屋町	川上町 中ノ川町	中ノ川町 栗屋町
50	35	15	105	30	30	15	15	30	75	45
		10	70	60	60	10	50	50	50	
		5	25	15	15	15	20	15	25	
	15	5	25	20	25	20	20	15	15	15
		8	56	32	56	32	32	16	24	40
		7	49	21	49	49	49	49	14	7
30	25	175	125	175	125	75	25	50	25	
	5	35	35	35	35	35	35	10	35	
5	5	35	20	5	20	15	15	35	35	
	10	70	50	40	60	40	40	50	40	
5	5	35	35	15	25	25	25	10	35	
	計	100	453	505	456	331	320	348	352	

第6章 環境清美工場について

6-1 環境清美工場の歴史

左京五丁目2番地に、昭和46年12月に1日360t（120t×3基）の焼却処理能力をもつ清掃工場（施設は解体済み）を建設した。しかし、年々増加するごみ量と、ごみ質の多様化に対して、昭和55年度・56年度の継続事業として1日120t焼却炉を1基増設した（焼却炉は現・環境清美工場1号炉）。

昭和57年から昭和60年度にかけて、1日120t処理能力を有する新焼却炉3基（現・環境清美工場2号炉、3号炉及び4号炉）を建設し、昭和60年8月に竣工した。清掃工場の旧炉3基は廃止し（施設は解体済み）、現・環境清美工場は、清掃工場の増設1炉（現・環境清美工場1号炉）と合わせて4基（1日480t規模）体制となった。

また、平成12年1月にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、ダイオキシン類の規制値が厳格化されることに伴い、平成14年3月には、ダイオキシン削減対策工事を実施した。

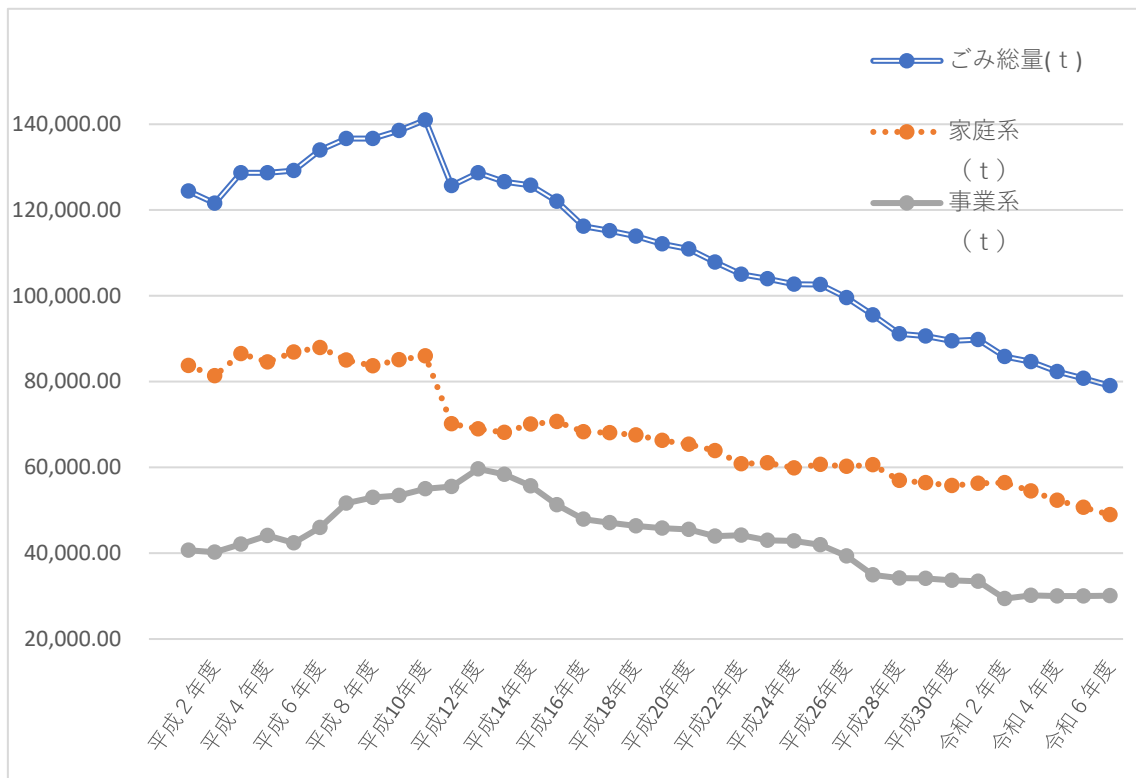
現在の焼却処理施設は、昭和57年度に稼働を開始し、竣工後約43年が経過し、中核市の中では、5番目に古い施設となっている。

6-2 奈良市の廃棄物処理の状況

本市では、令和4年3月に「奈良市一般廃棄物処理基本計画」を改訂し、令和元年度のごみ搬入量及び処理量を基準として、令和13年度までにごみ搬入量・焼却処理量・最終処分量をいずれも約1／5ずつ削減する目標を掲げている。この目標達成に向け、市民や事業者と連携しながら、多角的な施策を展開するとともに、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づくプラスチック資源への対応や「食品ロス削減推進法」による食品ロス削減の取組等、社会情勢の変化を踏まえた目標の設定も行っている。

まず、ごみ排出量の推移について、令和6年度の環境清美工場へ搬入された一般廃棄物の量は79,050トンで、そのうち家庭系ごみが48,968トン、事業所系ごみが30,082トンである。ここ数年、ごみ量は年々減少しており、この背景には、SDGsに代表される社会全体としての環境意識の高まりや、企業によるラベルレス、詰替ボトルなどの商品開発の推進、及び本市が長年実施してきたごみ削減と3R推進策の啓発の効果などが要因と考えている。

ごみ搬入量の推移（平成2年度～令和6年度）



奈良市の家庭系ごみは、燃やせるごみ・燃やせないごみ・大型ごみ・有害ごみ及び再生資源（プラスチック製容器包装・びん・かん・ペットボトル・飲料用紙パック）の9種12分別（びんは無色透明・茶・その他の色別及び生きびんの4つ）で収集を実施している。燃やせるごみ・燃やせないごみ・再生資源は、ステーション収集を実施しており、大型ごみ・有害ごみは、申込みによる戸別収集を実施している。

なお、有害ごみとして戸別収集している電池類は拠点回収も実施しており、市内36箇所に電池回収ボックス（一次電池用と二次電池用）を設置している。同様に使用済小型家電についても拠点回収を実施しており、市内39箇所に回収ボックスを設置している。また、令和5年8月より、環境清美センターに持ち込まれる「燃やせないごみ」の中から使用済小型家電を選別し、回収する取り組みを開始し、ごみの減量と資源化の促進に取り組んでいる。

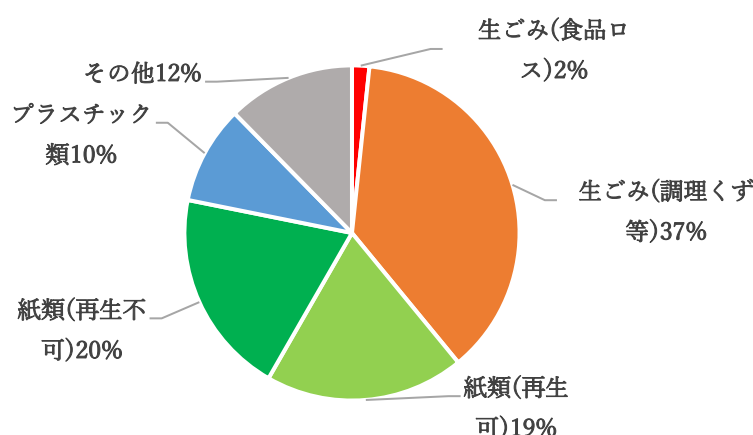
次に、廃棄物の処理は、奈良市環境清美センターにて行っており、また、同センターから排出される焼却灰等については、南部土地改良清美事業（第二工区）に設置された一般廃棄物最終処分場や、大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場にて適正に最終処分されている。

その他、ごみの減量、リサイクル及び適正処理、循環型社会の実現に向け、更なるごみの減量及びリサイクルと適正処理を進めることで、ごみ処理施設の延

命化と維持管理経費の縮減を目指している。そのためには、市民のごみ処理への関心を高め、日頃から主体的に取り組んでもらうことが重要であり、ごみの減量についての啓発活動と教育の充実だけでなく、地域とともにごみを減らす取組を進めている。

(資料編 2 資料 2-1：令和 7 年度奈良市一般廃棄物処理実施計画)

令和6年度 家庭系可燃ごみ組成分析表



6-3 焼却炉停止の状況

焼却炉については、昭和57年度に使用を開始し竣工後約43年が経過しており、長期稼働による設備・機器の劣化が広範囲にわたり、視認不可能な細部にまで劣化が進行している。老朽化が進み、焼却処理能力が低下していくなかで、故障の発生と修繕の為に運転停止という状況が発生することは、環境清美工場を管理運営していくうえで避けられない状況である。

近年は、小規模の故障も踏まえると、1日以上焼却炉停止を伴った故障は頻繁に発生しており、早期に対策が必要な状況である。

そのような状況の中で、比較的小規模な補修や修理については、市民生活に影響が出ないよう順次、計画的に行っており、また突発的な故障などが発生した場合はごみ処理に支障が出ないよう、職員が日々対応している。

しかし、更なる老朽化は避けられず、老朽化による焼却処理能力の低下や故障による影響は、年々大きくなっており、令和3年8月には、環境清美工場から搬出し、ばいじん処理物の処分先である大阪湾広域臨海環境整備センターへ搬入された、ばいじん処理物から基準値を超えるダイオキシンが検出されたことに伴い、8月23日に焼却炉を全炉停止した。

焼却炉の停止以降もごみの受け入れは止めることができないため、通常どおりごみの搬入を実施するとともに、焼却炉の再稼働までごみ処理を他自治体に受け入れてもらう区域外処理を、5自治体の処理施設と2民間処理施設に協力を得て対応した。その後、令和3年10月1日より平常時のごみ処理を再開した。

また、令和5年6月には、3号炉のガス冷却塔下シュートの本体の劣化・腐食やクリンカー（ごみの焼却時に灰や不燃物が熱によって軟化・熔融し、塊状に固まったもの）、焼却灰の堆積により、シュートの耐火物と躯体が崩落し、緊急補修を行った。この修繕には、4～5ヵ月程度の期間を要する見込みとなり、かつ、同時期に1号炉がオーバーホール中であったことから、9月上旬までは2号炉及び4号炉での2炉運転となった。その影響で搬入されたごみの全量を焼却処分することができず、ごみピット貯留可能量を超過する見込みとなった。

そのため、処理が困難となったごみを他市等で処理する区域外処理について、2自治体の処理施設と民間処理施設に協力を得て対応した。その後、令和5年9月2日より平常時のごみ処理を再開した。

<区域外処理の詳細>

実施期間	処理量（t）			処理費用総額 （千円）
	可燃ごみ	不燃ごみ	合計	
令和3年8月31日 から9月30日	6267.34	—	6267.34	209,570
令和5年7月15日 から9月1日	3474.68	894.85	4369.53	168,430

ガス冷却塔下シュート（令和5年7月時点）の状況

本体の劣化・腐食やクリンカー、焼却灰等の堆積により、シュートの耐火物と躯体が崩落している状態



6－4 改修の状況

本市の焼却処理施設は、老朽化が進むなか、安定的かつ安全な運転を維持するため、定期的な補修及び整備だけでなく、点検等で劣化や腐食が確認された設備修繕を実施してきた。

また、一般的に環境清美工場のような廃棄物処理施設の耐用年数として、環境省から発行された廃棄物処理施設長寿命化計画では、廃棄物処理施設を日常的・定期的に適切に維持管理しながら、稼働後10年から15年の時点で、比較的耐用年数の短い重要機器・設備を更新する改修を実施することにより、10年程度の延命が図られるとしている。

しかし、環境清美工場焼却炉については、昭和57年度に使用を開始し「廃棄物処理施設長寿命化計画作成手引き」が発行された平成22年3月時点では、竣工後約28年が経過している状況であるとともに、公害調停にて和解したことで、和解条項としては、目標として平成22年度末には用地を確定し、すみやかに建設工事に着手するとしていたことから、基幹的な改修ではなく、現在にいたるまで緊急的な維持補修等を施し焼却炉の維持継続を図ってきた。

結果として、現在も手引きを準拠する対策もとれないほど老朽化が進んでいる。

しかし、焼却炉の長期稼働により劣化範囲は広範囲にわたり、見えない範囲の細部まで劣化が進行していることから、令和3年度に焼却炉プラント調査を実施し、プラント調査の結果を受けて、令和3年度及び令和4年度で緊急を要する維持補修を行った。

その後も緊急補修や更新工事を随時行っており、主な内容としては1号炉ガス冷却塔下シュート改修工事、1号炉煙道サイレンサー更新補修、2号炉誘引送風機インバータ取替工事、バグフィルタダンパ取替工事等を行っている。

(資料編2 資料2－2：老朽化した焼却処理施設の現況について)

6－5 公害調停との関係

平成15年8月に、現環境清美工場周辺住民の方々からごみ焼却による環境汚染の問題等、5つの争点を主張とした公害調停が奈良県公害審査会に申請された。平成15年調第1号奈良市一般廃棄物焼却処理施設に係る調停事件において、申請人の調停を求める事項は、環境清美工場の焼却処理施設の稼働に伴う大気汚染による申請人らの健康及び生活上の被害を根絶するため、同施設の操業を停止し、同施設の移転を求めるものだった。

平成15年12月22日の第一回調停期日から、現地確認も経て20回にわたる調停期日を開催し、協議を重ね、その間、環境汚染、施設の立地問題、移転約束、住

民間不平等、基本計画の不合理性等々を争点に双方から主張、説明、検証を行った。平成17年12月、最終的に現環境清美工場周辺住民3,524名から成る公害調停申請人と奈良市との間で、移転建設を趣旨として公害調停が締結された。

なお、この調停条項案については、平成17年12月定例会において、全会一致で受諾することを決定したうえで、締結されたものとなる。

調停の主な内容

- 1 循環型総合リサイクル施設としての新しいごみ焼却施設（以下「新施設」という。）の建設計画をできるだけ早期に策定し、次の手順で本件ごみ焼却施設の移転を実施する。
新施設の竣工・稼働後、直ちに本件ごみ焼却施設の操業を停止するとともに、操業を停止後、速やかに同施設の解体、撤去に着手し、土壤汚染の調査を実施する。
 - 一 平成18年3月末日までに、新施設を建設するためのごみ焼却施設移転建設計画策定委員会（以下「移転建設計画策定委員会」という。）を設置する。
 - 二 平成20年3月末日を目標として、新施設の用地の候補地を選定するものとし、用地の選定方法については、公募も視野に入れ、移転建設計画策定委員会において決定する。
 - 三 平成23年3月末日を目標として、環境アセスメント手続きを経た上で、新施設の用地を確定（所有権又は用益権の取得）する。
 - 四 新施設の用地確定後速やかに、新施設の建設工事に着手する。 五 新施設の建設工事着手後4年以内を目標として、新施設を竣工、稼働し、本件ごみ焼却施設の操業を停止する。
- 2 新施設の建設にあたって、前項二ないし五記載の各目標期限までに当該事業の実施を妨げる合理的かつやむを得ない事由が生じたときは、被申請人は、移転建設計画策定委員会に諮り、上記目標期限の見直しを含め、適切な対策を講じる。

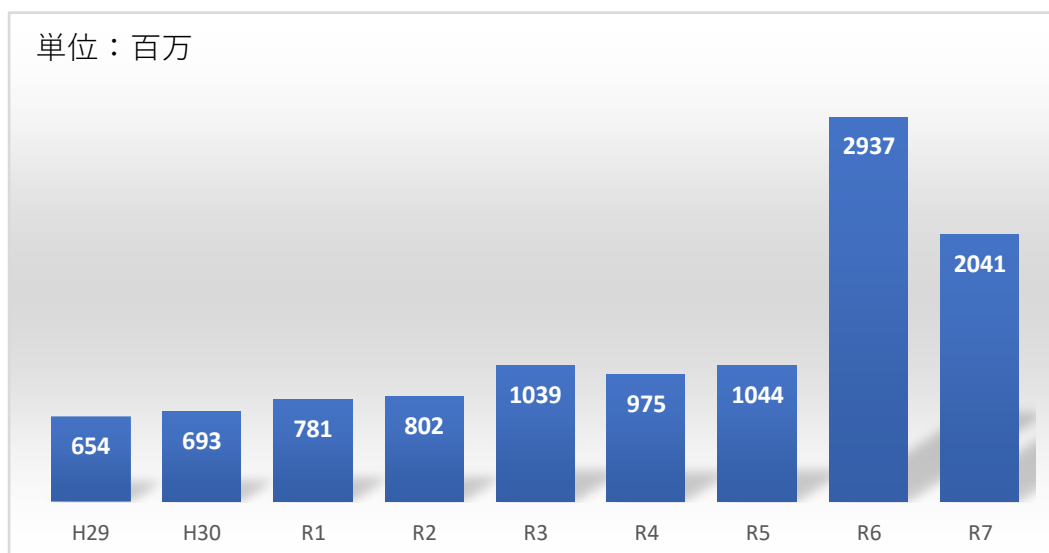
そのため、現環境清美工場は、公害調停による移転建設を前提条件としてあることをふまえて、これまで基幹的な改良を見送らざるを得ず、必要最低限の修繕を繰り返し行ってきた。

6－6 環境清美工場における維持補修経費

老朽化が進むなか、安定的かつ安全な運転を維持するため、環境清美工場の維持補修にかかる経費として、平成29年度には約6億5千万円の修繕費を充てていたが、施設の老朽化に伴い、安定的かつ安全な運転を維持するために定期的な補修及び整備の実施以外にも、点検等で劣化や腐食が確認された設備修繕を実施してきた。特に令和3年度から令和5年度は約10億円、の修繕費を充てている。

これ以上のごみ処理にかかるコストの上昇は、財政的にも大きな懸念となっている。さらに、これまでの維持補修は、事後保全に過ぎず、施設の延命化に繋がる予防保全のための維持補修はできていないのが現状である。

環境清美工場における維持補修経費



※H29～R5は決算額、R6・R7は予算額（大規模改修工事予算を含む）

これらの状況を鑑み、新クリーンセンターの早期建設が必須であるものの、それまでの間、最低限現工場の稼働を継続させるためにも、現在大規模改修を実施している。

6－7 環境清美工場の現状と今後の見通し

大規模改修工事の契約期間は、令和5年12月20日から令和9年3月22日までで、3号炉及び4号炉並びに共通設備についても集中的に改修を実施している。

工事に関する進捗については、現在3号炉設備更新工事を行っており、令和7年度の予定は、3号炉設備更新工事が10月末で完了し、仮設工事ののち12月から4号炉設備更新工事を実施予定である。

令和 8 年度には、4 号炉設備更新工事のほか、共通設備更新工事を予定しており、令和 8 年12月の稼働を見込んでいる。

大規模改修工事後の焼却炉の稼働体制は、4 炉稼働体制を維持しながら、通常は 3 炉稼働を行うことで安定的な焼却処理体制を構築することを目指している。

3・4 号炉は通常時稼働し、2 号炉は、3・4 号炉の補助として使用する。なお、1 号炉は、緊急時等に対応する予備炉として使用する。

しかし、工場全体として見た場合、建屋や 1 号炉及び 2 号炉、その他付帯設備は今回の改修の対象ではなく、これらの老朽化も著しいことから、今後10年程度の稼働しか見込めない状況である。

いずれにしても、新クリーンセンター建設が急務である。

(資料編 2 資料 2－3：環境清美工場焼却施設大規模改修工事について)